

第 1 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (1 2 月 8 日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
招集者あいさつ.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
諸般の報告.....	6
町長の説明.....	1 0
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 6
議案第 1 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8
議案第 1 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9
議案第 1 8 3 号～議案第 1 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3
議案第 1 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5
議案第 1 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 1 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1
議案第 1 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2
議案第 1 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 3
議案第 1 9 1 号～議案第 1 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 4
散会の宣告.....	3 6

第 2 号 (12月9日)

議事日程.....	3 7
本日の会議に付した事件.....	3 7
出席議員.....	3 7
欠席議員.....	3 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 7
事務局職員出席者.....	3 7
開議の宣告.....	3 9
一般質問.....	3 9
円 谷 寛 君.....	3 9
円 谷 寅三郎 君.....	5 3
柳 沼 俊 行 君.....	6 5
根 本 重 郎 君.....	8 0
休会について.....	9 1
散会の宣告.....	9 1

第 3 号 (12月11日)

議事日程.....	9 3
本日の会議に付した事件.....	9 3
出席議員.....	9 3
欠席議員.....	9 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 3
事務局職員出席者.....	9 4
開議の宣告.....	9 5
意見書案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 5
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	9 6
閉議の宣告.....	9 6
町長あいさつ.....	9 6
閉会の宣告.....	9 7
署名議員.....	9 9

鏡石町告示第56号

第11回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月1日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成21年12月8日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

不応招議員（なし）

平成21年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成21年12月8日(火)午前10時開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 町長の説明 |
| 日程第 5 | 発議第 3号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 6 | 議案第181号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第182号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散について |
| 日程第 9 | 議案第184号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第10 | 議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体について |
| 日程第11 | 議案第186号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第12 | 議案第187号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第188号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第189号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第190号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第191号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第192号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 議案第193号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長 兼水育課長	小林政次君
教育長	佐藤節雄君	上参事兼 教育委員会 委員	遠藤栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	下参事兼 農業委員会 委員	吉田栄新君
選挙管理 委員会委員	西牧英二君		古川ますみ君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまから第11回鏡石町議会定例会を開会いたします。

招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

第11回町議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、議案5件、補正予算8件の合わせまして13件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりごあいさつといたします。

開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議会運営委員長報告

議長（今泉文克君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） おはようございます。

第11回鏡石町議会定例会会期予定表（案）の報告を申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

議事日程の報告

議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、仲沼義春君の3名を指名いたします。

会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議案といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決しました。

諸般の報告

議長（今泉文克君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

監査委員（根本次男君） 皆様おはようございます。

平成21年8月分、9月分、10月分の例月出納検査並びに10月に実施いたしました定期監査につき結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査から報告させていただきます。

初めに、平成21年8月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年8月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年9月25日金曜日、午前9時55分から午前11時25分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証

書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年8月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成21年9月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年9月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年10月23日金曜日、午前10時ちょうどから午前11時20分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成21年10月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年10月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年11月24日火曜日、午前9時58分から午前11時25分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年10月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

最後に、定期監査の結果について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成21年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成21年10月13日火曜日から10月15日木曜日までの3日間。

3、実施場所、議会会議室。このほか抽出事業の現地調査を実施いたしました。

4、監査委員、根本次男、小貴良巳。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。読み上げは省略させていただきます。

6、監査の手続、平成21年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常は認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（今泉文克君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、10番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

10番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成21年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会は、10月26日月曜日、須賀川地方広域消防組合本署会議室におきまして、午後1時30分より会議を開きました。

議事日程第1号、第1、議席の指定であります。このたび須賀川市副市長になられました金澤幸男氏を8番議員として、議席8番に指定をいたしました。

第2、会期の決定を1日限りとし、第3、会議録署名議員の指名で、15番須藤、16番関根議員を指名し、第4、議案第8号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。配付資料1ページに記載のとおり、岩崎廣實氏を選任し、同意をいたしました。

次、第5、議案第9号 平成21年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）であります。配付資料2、3ページの記載のとおりであり、可決承認をいたしました。

第6、報告第3号 平成20年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算についてであります。配付資料のうち4ページより18ページにわたります。14ページに記載のとおり詳細に記載されておりますので、これは、以上であります。

原案のとおり可決承認をいたしまして閉会をいたしました。

次に、臨時議会について報告をさせていただきます。

平成21年第2回須賀川地方広域消防組合議会臨時会は、11月27日金曜日、午後1時30分より消防本部議場におきまして会議を開きました。

第1、会期の決定を1日限りとし、第2、会議録署名議員の指名で、18番兼子司、19番岡部光徳議員を指名いたしました。

第3、議案第10号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例であります。配付資料の1ページから18ページまでに詳細に記載されておりますので、省略させていただきます。

以上、議案のとおり可決をし、閉会をいたしました。

以上で、10月の定例会と11月の臨時会について、報告を終わります。

議長（今泉文克君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、1番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

1番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合の議会報告をさせていただきます。

まず初めに、第2回須賀川地方保健環境組合臨時会の報告をいたします。

平成21年10月6日火曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名、6番相楽、7番大越、8番柳沼の各議員。

第3、議案第5号 平成21年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）は、全会一致で承認されました。詳細は記載のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、10月須賀川地方保健環境組合議会定例会を報告いたします。

議事日程第1号、平成21年10月26日月曜日、午後3時開議。

第1、会期の決定は本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、9番細谷、10番根本、11番村山の各議員であります。

第3、報告第3号 平成20年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算については、原案どおり全会一致で承認されました。詳細は記載のとおりであります。

次に、第3回須賀川地方保健環境組合臨時会の報告を申し上げます。

議事日程第1号、平成21年11月27日金曜日、午後3時開議。

第1、会期の決定は本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、1番広瀬、2番兼子、3番丸本の各議員。

第3、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、全会一致で承認されました。

第4、議案第7号 平成21年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）は、全会一致で承認されました。詳細は記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（今泉文克君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君） ご報告申し上げます。

平成21年9月公立岩瀬病院企業団会議のご報告を申し上げます。

平成21年9月30日水曜日、午後3時より開議いたしました。

議事日程第1号ですべて終わります。

第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、第3、第4は報告でありまして、第3のほうは、平成20年度公立岩瀬病院組合病院事業会計決算についてであります。報告第4号は、平成20年度公立岩瀬病院組合病院事業資金不足比率についてであります。

第5、議案第17号 専決処分の承認を求めることについては、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

第6、議案第18号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例については、入学受験料、入学金、授業料などの改定であります。

全議案、議案のとおり可決しております。なお、詳細については、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（今泉文克君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、10番、深谷荘一君。

〔総務文教常任委員長 深谷荘一君 登壇〕

10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 報告いたします。

〔以下、「総務文教常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（今泉文克君） 次に、産業厚生常任委員長、6番、柳沼俊行君。

〔産業厚生常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

6番（産業厚生常任委員長 柳沼俊行君）

〔以下、「産業厚生常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（今泉文克君） 以上で諸般の報告を終わります。

町長の説明

議長（今泉文克君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日ここに第11回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走に入り、ことしも残すところ20日余りとなりました。ことしを振り返ってみますと、世界同時不況、円高、さらには、新型インフルエンザの流行、政権選択を焦点として8月に行われた総選挙では、民主党が308議席を確保するという歴史的な結果となり、最近では、先月に行われた政府の行政刷新会議の作業グループによる事業仕分けが大きく報道され、その行方が注目された1年ではなかったかと思えます。特に国政においては、戦後初の本格的政権交代が行われ、9月16日に第93代内閣総理大臣に就任された鳩山由紀夫首相が、記者会見で脱官僚政治を実践するための大きな船出とその意気込みを語り、日本の政治行政システムの大転換を目指すことを表明し、多くの国民から期待を集めたところであり、10月26日に招集された第173臨時国会では就任後初の所信表明演説を行い、脱官僚依存、地域主権などを柱として、国政の変革に挑戦することを改めて強調し、政治主導の新しい政治に転換するために戦後行政の大掃除に取り組む強い決意を示したところであり、今月下旬に示される国の新年度予算案にどう反映されてくるのか注目していきたいと思えます。

さて、内閣府は11月20日の月例経済報告において、我が国経済について、景気は持ち直してきているが、自立性に乏しく失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとの基調判断を示しました。その背景には、企業収益は大幅な減少が続いているもののテンポは緩やかになっており、設備投資は下げどまりつつあるとしており、雇用情勢は依然として厳しく、個人消費は持ち直しの動きが続き、物価の動向を総合してみると緩やかなデフレ状況にあるとして、平成18年6月以来3年5カ月ぶりのデフレ宣言がなされたところであり、

このような金融経済情勢を受けて、日銀では今月に入り10兆円の新しい資金供給策を導入するなどの追加金融緩和策を講じ、景気を下支えすることを表明しましたので、その効果に期待したいと思えます。

町におきましては、平成22年度の予算編成に向けて、先月25日に予算編成説明会を開催いたしました。現在、国が進めている新年度予算編成会議の中で、いまだに予算規模や財源などが不明であり、詳細の情報が得られない状況にあることに加え、昨年来の世界同時不況の影響による景気後退により町税収入の増収は見込めず、道路特定財源暫定税率の廃止などによる各種交付金の減少も不透明であり、歳出面においては扶助費や社会保障関係経費が増額となる見込みであることなど、新年度予算の編成は前年度に増して厳しい状況にあると見えています。

現在、各部局において予算編成作業を進めておりますが、できる限り正確な情報収集に努

めながら事務事業の厳選と優先順位を厳しく選択し、財政の健全化を念頭に限られた財源を有効かつ重点的に配分することにより町民の生活安定と住民福祉の向上に配慮し、町総合計画を基軸とした予算編成を行うよう指示したところであります。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、ことし3月から支給を行ってまいりました定額給付金につきましては、9月24日をもって申請期限が終了し、件数で4,221件、金額にして1億9,882万8,000円、支給率で99.79%の結果となりました。

ことし4月に恒久化となりました東北自動車道鏡石スマートインターチェンジのその後の利用につきましては、土、日、休日の1,000円効果もあり、10月の連休中には1日1,000台を超すなど順調に推移しており、今後さらに利用台数を確保すべく、限定されている利用車種の拡大と24時間利用に向けて取り組んでいるところでありますので、引き続き町民の皆さんのご協力をお願いするものであります。

10月3日には、にぎわいの創出と地域の活性化を目的に、鏡石牧場の朝オランダ秋祭りを開催いたしました。当日は天候の心配もありましたが、昨年より多い2万人の人出となり、各イベントに歓声が上がり、盛会裏に終了することができました。開催に当たり、ご理解とご協力をいただきました町議会、そして町民の皆様、関係機関、団体の皆様に深く感謝申し上げますとともに、次年度も町の一大イベントとして継続していきたいと考えているところであります。

このほか、先月15日に行われた第21回福島駅伝では、過去最高の順位となる町の部2位、総合10位となり、後半の部で優勝するなどすばらしい成績を収め、夕方には選手の家族も加わり解団式を行ったところであります。郷土の期待と声援を受けて、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんと、指導に当たられた監督、コーチの健闘をたたえとともに、沿道で応援いただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

ことしで27回目となる東京鏡石会総会は、先月29日に東京のスクワール麹町で開催され、会員とふるさと鏡石町からの出席者でふるさと談義に盛り上がりました。ことしは特別ゲストとして10月に町の文化講演会で公演をお願いした落語家、桂幸丸さんをお招きし、「ふるさと面白ばなし」と題して講演をいただき、懐かしいふるさとの方言に笑いが広がりました。設立から27年という歳月の中で、会員の高齢化と地域会員の加入が進まないという悩みもありますが、役員を初め会員の皆さんのふるさと鏡石町への熱い思いと町との絆を大切に今後も支援してまいりたいと考えております。

また、利用低迷する福島空港の活性化のため、先月5日から8日までの4日間、町長と行く中国4日間の旅を実施し、30名の皆さんとともに上海、蘇州、無錫の中国三大都市を視察してまいりました。いずれの土地も高層ビルの建築ラッシュで、そのスケールの大きさに驚

きと躍動を直接肌で感じることができ、参加された町民の皆さんも感激しておりました。現在福島空港に就航する国際便は、中国上海路線と、韓国ソウル路線の2路線がありますが、いずれの路線も搭乗率の低迷に苦慮している状況にあり、空港に隣接する自治体として、さらに利活用について取り組んでまいりたいと思います。

次に、今年度の主な事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでいる地方道路整備臨時交付金事業の中外線道路改良事業は、国道4号拡幅右折レーン計画に伴う補償等の調査に入り、現地の精査を行っているところであります。高久田・一貫線の補完道路として位置づけられている鏡田499号線道路改良事業は、南高久田地内交差点周辺を集中して工事を進めており、笠石南地区の久来石・行方・蓮池西線は、関係地権者のご理解とご協力をいただき、用地補償が完了し、現在工事発注の準備を進めているところであります。

さらに、継続事業として進めております笠石・鏡田線の歩道整備事業につきましては、通勤、通学等歩行者の安全性と利便性を図るため施工延長の追加を行ったところであり、生活関連道路改修事業における改修工事と鏡田40号線道路改良工事につきましては、計画した工事が完了し、供用を開始したところであります。このほか、国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として進められておりますが、今年度は役場前交差点及び不時沼交差点の地下歩道工事が一部着手されましたので、早期完了と事業の促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、土地区画整理審議会を先月30日に開催し、事業計画の審議を行いました。今後は事業の全体説明を経て、仮換地指定等の合意形成に努めるとともに、街区道路工事に着手するなど鋭意、事業の推進に努めてまいりたいと思います。

農業基盤整備促進事業の小栗山地区の道路改良事業につきましては、今年度末の事業完了に向けて秋の収穫期を待ち、改良工事を発注したところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、大池、桜町地内の舗装本復旧工事並びに旭町地内の管渠築造工事が完了したところであり、現在大池地内のマンホールポンプ設置工事と管渠築造工事を発注し工事を進めているところであります。さらに、公共下水道事業の全体計画の見直しを進めるための業務委託を10月に発注したところであります。

上水道事業につきましては、県道須賀川・矢吹線、バイパス関連の成田東及び中町地内の配水管布設工事を初め、岡の内地内舗装本復旧工事が完了し、現在は県道矢吹線バイパス関連の成田東と東町地内の配水管布設がえ工事を発注したところであります。このほか、上水道第5次拡張事業として、南高久田水源地の調査設計業務委託を発注したところであり、今後

も引き続き整備促進に努めてまいりたいと思います。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、総合健康診査をことは9月1日から27日まで、各地区集会所等で実施し、また、11月27日には受診率向上のための追加健診を行いました。現在、健診の結果をもとに個別相談及び健康教育などを行うとともに、来年1月からは生活習慣改善のための特定保健指導を実施することにしております。

高齢者福祉事業では、12月1日に蒲之沢町の柳沼キタさんが今年度2人目となる100歳を迎えられ、100歳賀寿の贈呈を行い長寿をお祝いいたしました。現在町内には100歳を超える方が柳沼さんを加えて6名おられますが、高齢者が生きがいを持ち、健康で過ごせるよう、町といたしましても生活支援のための施策を講じてまいりたいと思います。

季節性インフルエンザとあわせて流行が続いている新型インフルエンザにつきましては、福島県において11月18日にインフルエンザ流行警報を発令し、インフルエンザの予防について注意を喚起しているところであります。町といたしましては先月24日の臨時議会において、新型インフルエンザワクチン接種費用の助成に係る補正予算を議決いただき、優先接種者の予防接種率の向上と重症化予防等に努めているところであり、今後も継続して予防の啓発を図ってまいりたいと思います。

活力づくりとしての産業の振興につきましては、東北農政局福島農政事務所が発表した平成21年産の水稻作況指数は101で、ほぼ平年並みの収穫となりましたが、一方では消費量の低下とともに、米価においても低価格が続いており、今後の農業経営を見通したときには、早期に価格の安定と安全・安心な食の供給に努めていく必要があると考えております。

成田地区ほ場整備事業につきましては、鈴の川の本格的な拡幅工事や河川にかかる橋梁上部工、そして高野池の改修工事等が平成21年度事業総額2億7,000万円の中で進められており、一日でも早い完成が待たれるところであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、ことしで3年目となりました全国学力・学習状況調査の結果を基本に、県並びに町の基礎学力向上推進事業により小・中学校連携の授業研究会を実施し、学力向上に向けた指導、助言を行っているところであります。また、子供たちの理科への興味と関心を高めるため、その指導技術の向上を目的として町内の小学校教諭延べ14名を10月から7回にわたり工学院大学が行う理科実験技術養成講座へ参加させたほか、先月20日には中学校体育館において、日本ロボット工学のパイオニアとして世界で初めて2足ロボットをつくるなどさまざまな知能ロボットの開発を手がけた工学院大学の前学長三浦宏文氏を講師に迎え、「私のロボット開発記」と題した理科講演会を開催いたしました。さらに、今月13日には、教育委員会と工学院大学並びに同大学理科教育センターとの共同主催により、小・中学生を対象とした理科教室を行う準備を進めているところ

であります。このほか、先月6日には食育教育の一環として、小・中学校の給食に地場農産物を使った「かがみいし産を食べようデー」と題した給食を実施し、地産地消と食の大切さについて子供たちが理解を深めました。

生涯学習の推進につきましては、地域で学校を支援する学校支援地域本部事業、学校応援団では、これまでに延べ160名のボランティアにより70回の支援活動が行われ、文部科学省の担当室長や県外教育事務所などからの視察訪問もあり、先進的な取り組みとして評価を得ているところであります。さらに、本年度スタートした鏡石スポーツクラブも順調に活動しており、これまで6回のイベントに延べ1,240名の参加者を得るなど町民スポーツの進展に大いに寄与いただいているところであります。

恒例の文化公演会については、10月14日に旧岩瀬村出身の落語家、桂幸丸師匠を招き、「人生は面白い、爆笑、福島方言落語」を演題に350名が聴講され、笑いの渦に包まれました。

社会体育関係では、11月1日に開催された第5回鏡石駅伝ロードレース大会に県内外から駅伝部門に27チーム135名、ロードレース部門に805名がエントリーいただき、盛会裏に開催することができました。大会を運営されました実行委員会の皆様や、当日競技運営に当たられました役員の皆様に改めてお礼を申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

議案第181号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被保険者の費用の一部を軽減するために乳幼児、児童の一部負担の10割給付の年齢を12歳から15歳に引き上げるものであります。

議案第182号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、将来とも安全で安定的な給水を行うため、町の第5次拡張事業に基づき計画されている導水施設、浄水場、配水池等の新設配管路の管網化と耐震化、老朽管路の布設がえなどを行うための改正であり、17年間据え置いてまいりました水道料金の改定と水道メーター料金の徴収方法の変更が主な内容であります。

議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散についてから議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体についてまでの3議案につきましては、今年度末に予定されている郡山地方広域市町村圏組合の解散に係る事務手続のための関連議案3件であります。

議案第186号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、先月24日の臨時議会において議決のありました、ことしの福島県人事委員会勧告に伴う職員等の人件費の調整のほか、主な歳出では民生費へ399万8,000円、農林水産業費へ382万7,000円、土木費へ940万7,000円、消防費へ980万円、教育費へ429万6,000円などを補正するものであり

ます。

以上により、一般会計の補正予算の総額は3,072万7,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は42億8,743万9,000円となります。

次に、議案第187号から議案第193号までの各特別会計補正予算のうち、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、前年度の老人保健医療費拠出金の還付と各保険給付費の増加に伴う経費に係る予算を計上、介護保険特別会計補正予算（第2号）については、保険給付費の費用組み替えに係る予算を計上、工業団地事業特別会計補正予算（第2号）については、人事院勧告に伴う職員人件費の調整に係る予算を計上、鏡石駅東第1次土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については20万2,000円を追加し、人事委員会勧告に伴う職員人件費の調整と補助事業分の事業内容の組みかえに係る予算を計上、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、人事委員会勧告に伴う職員人件費の調整に係る予算を計上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については713万6,000円を追加し、県営成田ほ場整備事業鈴の川河川改修に伴う農業集落排水施設の移設に係る管渠築造改良工事に係る予算のほか、人事委員会勧告に伴う職員人件費の調整に係る予算を計上、上水道事業会計補正予算（第2号）については、人事委員会勧告に伴う職員人件費の調整に係る予算のほか、県営成田ほ場整備事業地区内の前山橋及び県道須賀川・矢吹線の敷地内の水道管移設がえ工事に係る予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第5、発議第3号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君）〔発議第3号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） ただいま上程されました発議第3号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明をいたします。

今回の会議規則の改正は、一般質問に一問一答方式を導入するための所要の改正と、これまで規定されていなかった質問の順序と通告者が欠席等により現在しない場合の取り扱いを定めるものであります。

第51条の質疑の回数については、一般質問での質問回数の3回の制限を撤廃することを追加規定し、第57条では質問の順序を議長が定めるとし、通告者が欠席等により現在しない場合の取り扱いを定め、あわせて町長等に反問権を付与するための改正を行うものであります。

附則においては、12月定例会の一般質問からの適用とするために、本日平成21年12月8日から施行するものであります。

ご審議をいただき、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの議案に反対をする立場で意見を申し上げたいと思います。

私は今まで、全員協議会などの説明で意見を申し上げてまいりました。と申しますのは、新しい改正案の中で、第57条第3号、質問の順序は議長が定めるということが新しく加わるわけでございます。私は質問の中で、答弁としてはこれは細則で定めるんだという答弁でございますが、より一層、こういうその中身をはっきりさせるためには、やはりこれは議長が定めるではなくて、議長が現行やられているとおりでいいと思うんですが、抽せんによって定めるという一項を、一文を加えていただければよりすっきりしたものなるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

と申しますのは、やはり、先ほど来から執行席におられる方々もご存じのように、我が町の議会の運営というのは、決して公平公正に行われているわけではないんです。非常に役員も一派に偏っておりまして、多数派がほとんど独占をしておりますし、過日の5月の臨時議会では突如、議長選挙を5分前に告示をして選挙をやるような暴挙をやる議会でございます。副議長選挙もわかりです。そのようにして一部の人が役職を独占して非常に不公平な運営をされている議会でありますから、私は細則などにこの不安を担保し預けるわけにはいかないということで、この問題に対してぜひこの一項を加えることを要求いたします。

以上です。

議長（今泉文克君） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（今泉文克君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、議案第181号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第181号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第181号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、乳幼児等に対する医療費の窓口一部負担金を無料とする対象年齢を現在の12歳から15歳へ引き上げる改正を行うものであります。

詳細につきましては2ページでご説明申し上げます。

鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

鏡石町国民健康保険条例（昭和34年鏡石町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「12歳」を「15歳」に改めるものとします。

附則といたしまして、施行期日、この条例につきましては平成22年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に療養の給付を受けた被保険者の係る一部負担金については、なお従前の例によるものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。
議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第181号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決
いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第7、議案第182号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第182号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 皆さんおはようございます。

ただいま上程されました議案第182号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例
の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、主に料金を改正するものでありまして、専用給水装置の用途

別の基本料金、それから、水道料金を改正しまして、あわせて徴収方法とメーター使用料を変更するものであります。特に家庭用の基本料金を10立方メートルから5立方メートルに変更しまして、高齢者世帯等に配慮するとともに、使用水量に応じた料金制に改めるものであります。

詳細につきましては、次の4ページにより説明いたします。

鏡石町上水道事業給水条例の一部を次のように改正するものであります。

第4条につきましては、給水装置の種類について制定するものであり、供用給水装置につきましては、適用している対象家屋等がありませんので、「3種」を「2種」に改め、第2号の供用給水装置の条文を削除し、第3号を第2号とするものであります。

第115条第2項の工事費の精算につきましては、ただし書きを削り、過不足がある場合にはすべて精算を行うものであります。

次に、第19条につきましては、メーターの貸し付けについて規定するものでありまして、見出しを改めるとともに、第1項ではメーターを町が設置し使用者に貸し付けをするものであり、第2項の規定によりまして、使用料を徴収するものであります。

次、第21条につきましては、水道の使用変更等の届け出について規定するものでありまして、第1号の給水装置の権利義務の承継等を使用者の氏名または住所に変更があったときに改めるとともに、第5号の供用給水装置の移動等の条文を削除するものであります。

第24条につきましては、料金の支払い義務について規定するものであり、第1項中の水道料金の次に、「(以下「料金」という。)」を加えるものであります。

第25条につきましては、料金について規定するものであり、第1号の専用給水装置につきまして家庭用の基本料金を10立方メートル1,260円から5立方メートル735円に改定し、41.67%の減額をしまして、高齢者世帯や小家族世帯等に配慮するとともに、使用水量に応じた階層別超過料金に改めるものであります。

あわせまして表に記載のとおり、団体用、工業用とそれぞれの用途別基本料金並びに超過料金を改定しまして、全体平均で22.5%のアップをするものであります。

次に、5ページでございます。

第25条第2号の供用給水装置の条文を削除しまして、第3号のメーター使用料を平均29.86%値下げをしまして、極力水道使用料金等の価格を軽減するものであります。

第28条の供用給水装置の認定につきましては、適用する対象家屋等がありませんので、見出し並びに条文を削除するものであります。附則としまして、この条例を平成22年4月1日から施行するものであります。

第2項としまして、料金は5月検針、6月納付分より適用し、施行日前からの使用料につきましては従前のとおりとするものであります。また、第4項としまして、施行日前から個

人で所有しているメーターにつきましては、次期の計量器検査までの期間は使用を認め、使用料も賦課徴収しないものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） このたびの水道料金の改定については何度か説明がございましたので十分に理解しているつもりであります。その中で今回家庭用については階層別にしたということで、階層別、これ以上いないというんですか、要するに、5立方メートルの世帯は400ぐらいの世帯があるということで、前、説明あったと思うんですよね。

その中で階層別でどの使用料が一番町としては世帯としては多いのか。それで、31立方メートルを超えるという世帯はどのぐらいあるのか。この辺を伺っておきます。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 6番議員の質問にお答えいたします。

まずは一番多い水道でございますが、前にも説明しましたけれども、平均で45立方メートル、2カ月でございますが45トンほどでございます。それで、30立方メートル以上はどのくらいかということでございますが、平均が45でございますので約4,000世帯でございますので、約2,000世帯程度かと思えます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷ですが、今のこの料金改定によって年間幾らの増収を予定されているのかをお聞きしたいと思います。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 13番議員の質問にお答えいたします。

予算ベースでございますが、平成21年度につきまして約2億円でございます。それで改定後は2億4,000万円ということで4,000万円ほどの増収を見込んであります。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案になっております水道料金の全体での22.5%の引き上げについて、新たな浄水場の建設あるいは老化のため、そして高齢者に配慮したということでありますけれども、今、この不況の時期で家計負担が大変でありますので、圧縮した引き上げにできなかったものかお尋ねをいたします。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 14番議員の質問にお答えいたします。

今回の改正理由等でございますが、前にも申し上げておりますけれども、1つが旭町浄水場が45年ほど経過しまして、その他の施設等も老朽化しております。そのために年々修繕費が増加し財政を圧迫しているのが現状でございます。それらを解消するためにも、先ほど質問にあったように浄水場等の改修、建設等をするわけでございますが、それにつきましては今回認可申請がございまして10年間の将来計画を立てております。その中で財政計画を立てまして、それに見合いました今回は料金改定をしております。それで、近隣市町村よりも低く抑えておまして財政計画の一番最低限の価格の料金改定となっておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第182号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第183号～議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第8、議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散についてから日程第10、議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体についてまでの3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第183号議案～第185号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散についてから議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体についてまでの3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

郡山地方広域市町村圏組合につきましては、昭和47年10月に県中管内の19市町村により設立され、昭和55年6月に本宮町が脱退し18市町村となり、その後、市町村合併により3市6町3村の合わせて12市町村となり、県中地方の振興に向けた広域市町村圏計画の策定を初め、各市町村の連絡調整、広域行政の推進、県域内市町村の地域振興に努めてまいりました。

しかしながら、平成11年3月に、道路補修センター、国民宿舎、職員共同研修事業などの業務が廃止となり、さらに地方分権一括法が施行され、市町村合併、行財政改革などが進み、広域市町村圏組合そのものの業務がソフト事業のみとなってきたことにより、財政上の問題もあわせて一部事務組合を運営することの意義が薄れてきたとの意見が大半を占め、今年度末に解散するに至ったわけでございます。

それでは、議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散についてでございますが、地方自治法第288条の規定により、関係市町村の協議により平成22年3月31日をもって郡山地方広域市町村圏組合を解散することに異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第184号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分については、地方自治法第289条の規定により、郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分を次のとおり実施することについて異議がない旨、議会の議決を求めるものでございます。具体的な中身につきましては、(1)といたしまして歳計現金につきましては、郡山地方広域市町村圏組合規約第15条第1項第1号の分担金の割合により算出した額を解散時の状況で各構成団体に還付するものであります。

次に、(2)といたしましては切手であります、郡山市に帰属させるものであります。

次に、(3)といたしましては公用自動車を須賀川市に帰属させる、その他備品及び消耗品については郡山市に帰属させるものでございます。

次に、議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体につきましては、郡山地方広域市町村圏組合規約第16条の規定により、郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う事務を承継する団体を次のとおり定めることの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものでありまして、承継団体といたしましては、郡山市とするものでございます。

以上、一括上程されました3議案につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(今泉文克君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(今泉文克君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(今泉文克君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散についての件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長(今泉文克君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第184号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第11、議案第186号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第186号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第186号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、人事院勧告及び職員異動等による人件費等の整理調整と子育て応援手当の事業費の減額調整、さらには障害者自立支援事業、そして各種災害に対応する防災情報通信設備事業に係る経費などが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,072万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,743万9,000円とするものでございます。

第2条の地方債補正につきましては、13ページの第2表地方債補正といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費と町道整備事業費の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、16ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの補正予算についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、39ページの8款土木費、2項道路橋りょう費1,031万5,000円ほど補正されているわけですが、今、中央においても亀井大臣が地方にもっとお金をおろせと、こういう地方は疲弊し切っているんだというようなことを主張しておりますが、私も同感だと思っておりますが、ちょっと工事請負費の内訳をお尋ねをしたいと思います。39ページの説明欄の15番の下段のほう、15番工事請負費、道路改良工事、今、副町長が中外線電柱移設等笠石何とかとちょっと言ったんですけれども、ここ内訳をちょっともう少し詳しく教えていただきたいというのが1点でございます。

もう一つは、いつも何の気なしに惰性で見過ごしているんですけれども、これではちょっといけないのかなと思って気がついたんですけれども、地方債の補正、大したことはないんですけれども増額で、限度額が増額されているんですけれども、ただ、気になるのは年5%以内の金利ということでございます。非常に預金金利が安くて我々の金利は0.何%という段階でございますので、これ、5%という、あれと思うんですけれども、実際に我々が借りる場合の金利というものは何%で動いているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） 13番議員の質問にお答えいたします。

39ページになりますが、工事請負費540万円の内訳というふうになりますが、まず1つは中外線の改良工事ということになりまして、これはIC関係の拡幅工事になります。これが350万円になります。

次に、笠石206号線の関係でございますが、蓮池から橋本さん宅まで上がる場所の舗装工事費が190万円になります。

町債の件でございますが、現実的には2.4%の率でございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 1番の根本であります。

19ページの県の支出金、県補助金ですか、その中に、自殺対策強化基金事業補助金とあるわけですが、これは具体的には29ページの中にあるんだと思うんですが、これは具体的にどのようなことをやっているのかが1点と、その名前の補助金を民生費、社会福祉費の中の障害者福祉費の中に入れるというのはどうなのかなと一瞬思ったんですが、これはこういうふうにごこの項目に入れなさいというふうな上からの指示があるのかどうか、この2点をお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

歳入の中で自殺対策緊急強化基金事業であります。歳入につきましては民生費の県補助金として受け入れまして、歳出につきましては、民生費、社会福祉費、それから、28ページ、29ページの歳出のほうで行政経費の中で報償費、さらには需用費の中でこの対策費を執行するような計画であります。

今般の自殺対策につきましては、県の地域自殺対策緊急事業ということで、今年度から3カ年間にわたりまして、自殺者の減少に向けての事業を展開するということとあります。鏡石としましても今年度から3カ年間県の基金事業を受け入れまして、自殺対策の推進を図っていききたいということで、今回啓発事業の分として約52万6,000円の事業経費、10分の10の事業でありますけれども予算化をさせていただいたところであります。

科目につきましては、障害者福祉費という目でありまして、この障害者福祉費の中にはいわゆる精神保健事業の中身等もこの中で運営しておりまして、科目の受け入れとして民生費の障害者福祉費の中で受け入れさせていただいて事業を執行させていただきたいというふうに考えておるところであります。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 再質問させていただきますけれども、これは県のほうで多分年間に自殺者を500人以下に持っていきたいという意味で、ことしから3カ年でこの補助金が出ると思うんですが、ことしはPRだけだというようなことなんで、この場合に町としても

自殺者のデータというのを今までは持っていないと思うんですけども、これはデータとしてとるようになるのかどうか、ここ1点と、さっきの社会福祉費の中の障害者というふうな中に項目にこの補助金を入れるというふうな話をしたんですけども、どこか違うところに入るというのはないのかなと一瞬思うんです。

これは、やはり町全部として取り組むという意味であるので、あるいは総務課の中の何かの補助金という形で入ることはできないのかどうか。

自殺者が例えば精神障害とかいろいろあると言われるんですけども、それが障害者の中に入るということがなかなか私としてはぴんとこない面もあるので、その点どうなのか、2点お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 1番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

自殺者のデータの関係であります、これにつきましては毎年県のほうで集計しまして、データが出されております。ちなみに、2年前のデータですけども、鏡石においては5名の方が自殺者というようなデータが出ております。例年3名から5名程度の方がそのような方で亡くなられているというような状況であります。

続きまして項目の関係であります、これにつきましては県のほうからのいわゆる指示でありまして、民生費で受けるというような状況の中で、町としてはその科目として障害者福祉費ということではありますが、全体的なとらえ方の中で次年度以降、例えば、保健衛生の中の対応というようなことも考えていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） 3番、渡辺でございます。

歳出の34ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございますが、稲WCSの補助金22万円の内訳をちょっとお聞きしたいんですが、これは達成者のほうの上積みなのか、それともまた新規の達成者のほうの補助金なのかお伺いしたいと思います。

それとあわせてもう1点、稲WCS、転作品目の中で今大分浸透していることでございますが、我が町においても約6町歩から7町歩のWCSをやっているところでございますが、来年度に向けて20町歩を越すのではないかというような話も農家のほうから聞かれます。そうした場合に、我が町において、農協の対応なんです、我が町にもWCS対応の稲刈り取り機購入的な考えはあるかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いま

す。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めに、WCSの内訳ということで、達成者なのかということでございますが、今回のWCS関係の補助につきましては畜産の振興事業の中の減反事業ということで、2分の1の補助を受けての事業でございますが、今回は俵井地区の利用者の方、1ロールが180キロ程度でございますので、大変重いということで、それを運搬するためにローラーに取りつけるバールグローブを購入するための補助となっております。

それから、もう一つにつきましては、平成22年度に向けてWCS関係がふえる見込みなのでその対応というふうなことでございますけれども、転作関係につきましては岩瀬管内で協議会をつくって実施しているところで、今年度につきましても須賀川地域関係の協議会、JAが事務局でございますが、そちらで1台購入してございます。そういうことから、今後いろいろふえる場合には協議会での協議と、さらには新政権になりまして補助事業が180度変わってしまうというような報道がございますけれども、詳細についてはまだ各自治体のほうには来ておりませんので、それらの詳細を検討させていただいて対応してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第186号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

12時を回りましたので、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時 02分

開議 午後 1時 00分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第12、議案第187号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第187号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、過年度におきます老人保健医療費の概算拠出金の確定に伴う還付が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,595万円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第187号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第13、議案第188号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第188号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、介護保険給付費の実績や見込み額を踏まえましてそれぞれの項目の増減を行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては66ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第188号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第14、議案第189号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第189号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、人事委員会勧告に伴う職員の人件費の調整に係る補正予算であります。

詳細につきましては76ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第189号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第15、議案第190号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第190号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,500万2,000円とするものでございます。内容につきましては、前年度決算に伴う繰越金の整理、次に、人事院勧告に伴う職員給与の改定の整理、次に、事業内容の精査による事業内容の組みかえをするものでございます。また、地方債の補正につきましては、83ページの第2表地方債補正のとおり区画整理事業費を2,250万円に変更するものでございます。

詳細につきましては86ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課長（圓谷信行君） 以上、ご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第190号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第191号～議案第193号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第16、議案第191号から日程第18、議案第193号までの補正予算3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第191号から議案第193号の3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与等の改正によります職員人件費等の調整が主なものであります。

初めに、92ページの議案第191号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、款項の区分ごとの金額に変更が生じたので、補正をするものでございます。内容につきましては94ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 続きまして、議案第192号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,281万1,000円とするものでございます。内容につきましては、102ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 次に、108ページをお開き願いたいと思います。

続きまして議案第193号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出の既決予定額の総額に収入支出それぞれ1,000万円を追加し、収入支出の総額をそれぞれ2億3,761万1,000円とするものでございます。また、第3条、資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金9,171万7,000円を8,771万7,000円に改め、第1款資本的支出の既決予定額から400万円を減額し、1億6,556万7,000円とするものでございます。さらに、第4条、職員給与費を138万7,000円減額し2,768万8,000円とするものでございます。内容につきましては110ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 以上、一括上程されました議案につきましてご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第191号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第192号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第193号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時30分

平成21年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成21年12月9日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長 兼水課長	小林政次君
教育長	佐藤節雄君	上参事兼 教育委員会 委員	遠藤栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員	吉田栄新君
選挙管理 委員会委員	西牧英二君		古川ますみ君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付してあります議事日程第2号により運営いたします。

なお、きょうまで幾つかの議会改革を進めている鏡石町議会ではありますが、今定例会より従来の一括質問、一括答弁方式を改め、一問一答方式による一般質問を行います。質問者及び答弁者は議長の指示を受けた後に、質問者は質問席で、答弁者は自席での答弁とすることをお願いいたします。

一般質問

議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛君

議長（今泉文克君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） おはようございます。

ただいまご指名をいただきました13番議員の円谷寛でございます。

今、議長が話されましたように、この議会から一般質問の中身が全く変わりまして、一問一答方式というものが導入されまして、さらに日程的にも第2日目に一般質問が入るという新しい改革が行われた、その初めての質問をさせていただきますが、初めての取り組みでございますので、何かと至らない点もあろうかと思いますが、ぜひ改革は実行いたしまして、問題があればまた改めていくと、そういうことで、できるだけよりよい議会というものをつくっていく、そういうことが我々には求められているのではないかというふうに思いますので、どうか不十分な点はご批判をいただきまして、よりよいものにするためのお互いの努力というものをこれからすべきではないかというふうに思っています。

さて、ことし最後の議会でございますので、若干、ことし1年の出来事を振り返りながら質問に入らせていただきたいと思います。ことしは歴史に残る大きな出来事が幾つも起こった年でございます。国際的にいえば、今や世界唯一の超大国となりましたアメリカにおい

て、チェンジという言葉が旋風となって、初の黒人大統領、バラク・オバマ氏が誕生したわけですが、国内では8月の総選挙で半世紀ぶりの本格的な政権交代というキャッチフレーズの中で鳩山由紀夫氏が総理大臣になったわけですが。先日発表されたことしの流行語大賞も政権交代ということがトップに選ばれたわけですけれども、私の感情を正直にあらわせば、この言葉よりもっと政治的にもしろい言葉は、先日の国会の中で、自民党の代表質問で今まで自民党が、自分たちがやってきた赤字国債の垂れ流しとか、国会での強行採決の繰り返し、さらには不正献金疑惑の続発をやってきたまま反省もせずに新政権を攻撃する自民党幹部に対して鳩山さんが国会で答弁した言葉、あなたには言われたくない、このほうが我々にとってはおもしろい言葉ではなかったのかというふうに思います。

今、政治的には連立政権がいろいろぐしゃくしているというようなことが言われておりまして、マスコミはおもしろおかしくこの矛盾を騒いでいるわけですが、どうも私の考えとしては、問題の根幹を見詰めるのではなくて、何か枝葉末節の話をして国民におもしろおかしく報道をしているのではないかというふうに思うわけですが。

その頂点が、やはり普天間基地の移転問題であります。これは、やはり日本は本当に独立国なのかということが問われるくらい、非常に既存のあり方が根幹から反省をされずに、何か福島瑞穂さんが重大な決意と言ったことをとらえて、小さい小党が大政党を仕切り回していると、さらに最近では亀井さんの発言などがそう言われているわけですが、しかし、これは誤解してならないのは、民主党がマニフェストで国外もしくは県外ということを公約して、選挙を戦って圧勝したわけですが。特に沖縄においては、総選挙では沖縄以外への移転を主張した候補者だけが当選をし、今の辺野古に移転しようとした自民党、公明党の候補は全敗をしているわけですが。これが民意であるということをやはり我々はしっかりととらえなければならない。さらに非常にその既存の路線を強調する方々は、現実的にということをよく言われるんですけども、そのような人々こそが、今、現実を十分見ていないのではないかという思いを強く持っています。例えば、この辺野古移転を決定して、既に13年間たつわけですが、なぜ事業が進まないのかということをやはり原点に戻って考えてみなければならないんです。

今後、新しい基地をつくるためには沖縄の県議会がさまざまな予算とか条例を定めなくてはならないんですけども、今、この沖縄の県議会というのは野党が多数を占めております。26対22で、そして議長も、第1党の社民党が議長をやっているわけですが。最近、保守であって辺野古をやろうとしてきた仲井眞知事でさえも民意を感じてか、国外があったら国外がいいなんていうようなことを言い始めているわけです。どうしてこれで辺野古移転というものが実現するのか、これはまさに現実的ではないあり方であって、私はことし2回ほど沖縄に行ってまいりましたが、そのことを強く感じてきたわけですが。

まさに現実で見る普天間基地というのは、密集住宅地の建設地にありまして、何回も今まで重大事故を起こしておりまして、住民は、もうあの爆音機の音でノイローゼになったり、夜も眠れない、学校も授業を中断するというふうな状況の中で生活をしているわけですから、一刻も早く移転をすべきであるということは、これは多くの人が認めているとおりでございますが、辺野古という土地を選んだ人々は、この土地の地理的な価値というものを単なるアメリカの中国や北朝鮮との戦争に対しての有事性というものだけを考えて、環境上の特殊な、重要なそういう特殊性というものをわきまえない決定だったということを私も現地でつくづく感じてきたわけでございます。

今、ジュゴンが泳いでいる、サンゴ礁がたくさんあるというこの地を、我々としてもやはり大事にして後世に引き継がなければならない。そういうものが本土の我々にもあるのではないかということを感じたわけでございます。

この辺野古の浜には、長年にわたってヘリポート建設に反対して座り込みを続ける80歳を過ぎたおじい、おばあとみんなから親しまれる人たちがここで座り込みをやっているわけでございます。ここへ支援、激励に訪れた人々に対して逆に説教といいますか、話を語ってくれているわけです。そのおじいの言葉では、一体我々は、人間にとっての幸福というのは一体何なんだと。金さえあれば人間は幸福になれるのか。そうではないんでないか。人間にとっては何より大事なものは平和な海や町や、さらには温かい人間としてのつながりというものが人間の幸せでないのかということをお朴訥に方言でじゅんじゅんと説かれているわけでございます。

私はこの言葉に非常に深い感銘を受けてきたわけでございますが、このおじいの発言の背景には、日本のアメリカ軍への思いやり予算によって莫大なお金が投入されておりまして、特にこの基地に土地を貸している地主のところにはたくさんの借地代が入りまして、おかげさまで息子は働く気をしないで毎日パチンコばかりやっているとか、そういう家庭もたくさんあるというふうに聞いてまいりました。

また、移転賛成派のほとんどは非常に仕事がなく、何か仕事はないかということをお必死に求めている土建業者や、あるいは地域振興というその国のお金で、公民館やあるいはさまざまな公共施設をつくってもらいたいというふうな、そういう人々がほとんどを占めておりまして、それをやはりおじいはお金だけかと、人生はお金があれば幸せになれるかということをお心配してこのような発言をしているわけでございます。

ともあれ、年明け早々この辺野古のある名護の市長選挙が行われまして、賛成派と反対派真っ二つになって選挙が行われようとしているわけでございます。さらにはその後、沖縄の知事選挙がございまして、これも大きな真っ二つの戦いになるだろうと。今、普天間基地のある宜野湾の市長をやっている方が、革新陣営の知事候補として戦うのではないかというこ

とも地元の方々の説明で聞いてまいりました。いずれにしましても、この辺野古の問題は、今、国民全体が考えていかなければならない問題であるというふうに思うんです。

さて、質問に入らせていただきます。

質問の第1項は、町民プールの運営改善についてでございます。

町民プールは巨額の町費を投入して建設をしたにもかかわらず、私も利用しているんですけども、ほとんど町内の人々が利用していない、していてもごく少数である。ほとんどが須賀川や町外の人々が利用している。それも大変利用者が少ない。そしてまた来年は新しく指定管理者の指定が行われるわけでございますが、この運営を改善して、せっかくこれはつくった町民全体の財産でございますから、もっともっと立派に活用して、そして有効に町民がそのものをつくってよかったと思えるような、そういう施設にしていかななくてはならないかと、そういうふうに思いまして、以下にわたって質問をしたいと思えます。

(1)として、町民にもっと利用してもらうためにはどのようにすればよいのかということが、第1の問題でございます。これに対してもう細かく3点ほど申し上げましたが、これは健康増進のために思い切った料金を割り引きして、町民に対して、そして、例えばメタボ対策などで保健指導なども健康福祉課ですか、やっているようでございますが、そういう人たちにはただで使わせるとか、そういうことをもっともっとすべきではないかということが第1の提起でございます。

そのために、そういう運営をもっともっと町民に利用しやすいようにするために、運営改善のために、町民参加の検討委員会などを設置してはどうなのか、こういうことが第1の質問でございます。第1問目の質問といたします。

議長(今泉文克君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

佐藤教育長。

教育長(佐藤節雄君) おはようございます。

ただいま13番、円谷寛議員の質問について答弁いたします。

今、答弁するのは質問のあった健康増進のために思い切った料金割引にしてはということと、13番のメタボ対策の講座をもっとたくさん開催してはどうかということ、さらには健康増進のために町民参加の検討委員会の設置はということとありますので、その3点について答弁したいと思います。

最初の健康増進についてでございますけれども、料金割引により利用者を……

〔「一問一答でしょう」の声あり〕

議長(今泉文克君) 暫時休議いたします。

休議 午前10時17分

開議 午前10時17分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま当初の運営上、まだ理解されない部分があったところでございますが、ただいまお話がありましたように、まず 番の質問をいただきましたので、その質問に対する答弁と
いうことで進めていきます。

では、 番の健康増進のために思い切った料金割引をしてはということに対する答弁を求めます。

教育長（佐藤節雄君） それでは、 番についての答弁を申し上げます。

料金割引により利用者を増加させ、ひいては健康づくりにつなげるという趣旨の質問と存じますが、現在のところ料金が高いので利用できないという意見はこちらのほうに届いておりません。また、町から仮に指定管理者に料金の割引を提案すれば、指定管理者の減収分を指定管理料で補てんしなければならない可能性も出てきます。

そのようなことから、現時点では内容の充実やPR活動により利用者の拡充に努めたいと思います。また、健康づくりには継続して利用することが重要と考えますので、長期的に利用できる年間券、半年券の利用普及を図ってまいりたいと考えております。

以上で に対する答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 1問とありますが、1問のくくり方が私は（1）はみんなつながっているというふうに思っていたんですけれども、一つ一つ区切るというならば、それも一つの方法かなと思いますが、まず、今の教育長の答弁でございますが、やはり我々は自分たちでなかなかいいアイデアが出ないときには、立派なそういう取り組みをしている、そういう自治体などの教訓を学ぶべきだと思うんですね。

私は過日もこの場で発言したことがあるんですけれども、例えば矢吹は学校つくらなくてはならないということで、財源で非常に厳しいということで、最近は料金改定をしてきたんですけれども、前々は、スタート当時は、これ健康増進のための施設であるからということで、60歳以上の高齢者というのだからどうか、今は60歳はまだ、65歳から高齢者という定義もあるんですけれども、それも早いという世論もあるんですけれども、60歳以上の人たちから料金を取らないで利用させてきたんですね。そしたらば、矢吹の介護保険料というのは鏡石と比べて大変安いんです。標準の値段で1回にして1,200円も違うんですね。ですから、こういうものが功を奏しているから、一つはあゆり温泉というのがありますけれども、あゆり温泉も高齢者には大変安い値段で提供しておりまして、そういうものが効果を上げているのかなと思うんですね。

ですから、その1カ所ばかりに集中して考えるのではなくて、やはり町民全体の福祉、そういうものを考えて、そういうせっかくつくった施設ですから、使わなくて赤字になるんだったらば、使わせて赤字になったほうが私は政策としては前向きではないかということを考えて、くり方はいろいろあるんですけども、2つ目のメタボ対策などの講座をもっとたくさん開催をすべきではないか。

特に、メタボというのは将来、いろんな生活習慣病、成人病につながるわけですから、やはりそういう方々にはぜひこういう水中ウォーキングとか何かをやってくださいと、そういう形で、ただ、保健指導の対象になった人にはただで利用しろと言えば、教育長は聞かないというんですけども、やはり私は聞いているんですよ、高いと。例えば1回入れば500円ですね。500円はちょっと高いですよ、これ。本当に、非常に農家を初め所得が低所得で、米も安い、大変サラリーマンもボーナスが減らされたり、あるいはなくされたり、あるいはリストラで失業したと。そういう困っている人たちには、これ高いんです。

ですから、もう少しその辺を考えて、2項目めをやれというんですから2項目めを質問させていただきますが、健康増進のためには、特にメタボ対策の講座などにはただでプールを開放してはどうか、この点についてお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 2番目のメタボ対策の講座についての質問について答弁申し上げます。

メタボ対策には運動による生活習慣の改善が有効であることは存じておりますから、当町には室内温水プールがあり、この施設を有効に利用していかなければならないと考えております。プールでの運動は腰やひざに負担をかけず、水圧や浮力を利用したさまざまな運動が行えるなど、我が町は恵まれた施設環境にあると言えます。

現在、指定管理者による水中エアロビクスなどの講座を実施しているところであります。さらにメタボ対策には水中ウォーキングなども有効でありますので、町民プールを町民の健康づくりに活用していくため、今後は指定管理者、体育協会や鏡石スポーツクラブなどと連携し進めていきたいと考えております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 大変、今のも不十分な回答でございまして、これはもう少し高度な政治的判断で、ぜひこの辺の取り組みを改善してもらいたい。

では 1番目でございますが、運営改善のためにはもっと町民の声を、今、教育長は先ほど、高いとは聞いていないなんて言いますけれども、これはちょっとまずいんですね。私は聞いているんです。だからやはりこれをもう少しそういう町民の声を聞いて、いかにしたら町民

が利用しやすくなるのか、どういうふうになればみんな町民は、せっかくこれだけ12億円近くもかけてつくった施設を、あるいは年間5,000万円近くのお金をかけて維持をしている施設を有効に利用できるのかという仕組みを、やはりぜひつくってもらいたいということですが、そのために町民の意見を聞く検討委員会の設置は考えていないのかどうか、お尋ねします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 3番の運営改善のための検討委員会の設置ということについての答弁を申し上げます。

町民プールの運営を適正かつ効率的に進めるため、指定管理者制度導入時から利用者、関係行政機関及び指定管理者で組織しました鏡石町民プール運営協議会を設置しております。また、指定管理者の主催によりまして利用者と指定管理者の話し合いの場として、町民プール利用者懇談会や指定管理者によるアンケートの実施により町民プールの運営改善を図っているところでございます。

以上、 に対する答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔 13番 円谷 寛君 登壇 〕

13番（円谷 寛君） 今のも非常に不十分ですけども、そういう運営委員会があるということ、私はかなり長期にわたって利用しているんですけども、寡聞にして聞いていないんですね。どういう人が入っているのかもわからない、そういうことではやっぱりだめですね。もう少しオープンにして、だれがなっているかを含めて、あるいはもう少したくさんの利用者が参加できるようなそういう措置と、さらには一般の方々がどうすれば利用しやすくなるのかということをご検討いただきたいと思います。

（2）の運営効率を高めるための施策ということで 番の、やはり前々から私もこれ言っているんですね。指定管理者の特徴は何かといえば、経費を節約すれば自分たちの利益になるんだと、こういうものがあって初めて本気になって費用の節減に努めるわけですね。ですが、今、何か電気料は設備を、一応私がここで提起をしてメーターは内部だけのメーターを取りつけたそうですけれども、料金の設定が非常に複雑で、これが計算が難しいということでございますので、やはり思い切ってここはお金がかかっても独自の電気のシステムにして、指定管理者が一生懸命努力して節約すれば、それだけ業者が利益が上げられるんだという、そういうものがあって初めて経費の節約というものに取り組めるんだろうと思うんですね。今のままではなかなか本気になって、会社も職員に対してもっと節約をやれというふうな号令をかけることもなかなかできないんだから、そういう面で電気料の計算を独立させて明確にするようにしてはどうかということを質問します。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 2番の運営効率を高めるための施策としての電気料を独立させて企業努力をしやすいようにすべきということに対する答弁を申し上げます。

鳥見山公園内の各施設の電気料金は、町民プールを含めた施設全体を電気供給条件の定めによりまして一契約として全額町が電力会社に納入しております。町民プールと他の施設を区分して指定管理者における電力の節減に努めるべきとのご指摘もあって、平成19年3月から子メーターを取りつけ、プールの使用電力が記録できるようにしてまいりました。これまでの結果、プールの電力使用割合は83.8%であり、3カ年ともほぼ同水準の割合となっております。また、プール全体の使用電力では、プールを稼働するための動力分が89.7%を占め、残りがエアコンを含めた電灯分であります。

なお、現在、プールと他の体育施設を分離した場合の電気料を積算するための調査を実施しているところであります。その結果を見て判断したいと思っております。さらには節約に当たっては3カ年の電力使用状況が判明していることから、指定管理基本協定の仕様書の中で電気料金リスク分担を求めることとしております。

以上、 に対する答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 今のも大変金のかかることではございますが、やはり完全に独立をさせる、そういうことでないと非常に電気料の計算というのは複雑でございますから、最高に使った、電力を消費したときのワット数といいますか、そういう出力が基本料になっていくわけでございます。ですから、もう少し平準化するように、なるべく極端に上がらないような、そういう設備などもこれからやはり考えるべきではないかというふうに思います。

は、休業というものと、経費の節約をできるような休業の設定はないのかということ提起したいわけですが、これは矢祭町で、振興公社で第三セクターですか、あれは公設民営というやつなんですかね、そういう形でやってきたんですが、とてもやっていけないということで、冬は休業しているんですね。ですから、我が町においてもこの財政支出、大変な中で抑えるためには、厳冬、うんと寒いとき、これはもう抑えるべきではないのか、休業したらいいんでないかというふうな提起なんですね。厳冬期、大変灯油を消費しますね。あの寒い中で30度の水温やあの室内温度維持費、さらに採暖室のヒーターを回すためには大変な電気料も要するというのでございますから、厳冬期休業などというのも一つの方法ではないのかということ提起したいわけですが、これに対する答弁をお願いします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） の休業、いわゆる経費の節減というようなことについての答弁を

申し上げます。

町民プールの休業日については毎週火曜日と1月中に11日間の長期休業をとっているところではありますが、現時点の利用者の状況や運営管理の状況からしますと、休業日をふやし経費を節減することはほぼ困難と言わざるを得ません。仮に休業日をふやすことになれば、プールの利用形態に関し根本的に見直しが必要でありますので、現時点では現状の開館日と休業日の中で経費節減に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 非常に教育長、本気になってこの町の財政を考えて、財政節約を考えればそういうことは言っていないんですね。私も利用者ですね、定期券を買って利用していますが、この財政の状況を考えて、そういう利用者にも納得してもらわなくてはならない。でなかったら、これは大幅に値上げしないとやっていけないというような状況があるわけですから、そのかわりに皆さん、協力してくださいと、厳冬期の例えば2月なら2月、1カ月ぐらい休みますよというようなことも私はあってしかるべきではないのかというふうに思うんですね。それは矢祭町は既にもうやっているんですね。だから、ぜひそこら、これから考えていただかなくてはならない問題だというふうに思っています。

さらに経費節約でいけば、先ほど教育長言ったように動力が大変かかっている。これは問題ですね。この動力の節約は、私は前に流れるプールなんかとめてしまえと言ったことあるんですよ。本当に流れるプールというのは無駄です。何で、流れに流されながら歩けば運動量減るんですね。そして着地のときに流されますから後ろから圧力かかってひざに負担がかかるんですよ。こんなのは必要ない、私はそういうふうに思っています。その辺も含めてこれから検討してもらいたいんですが、（3）点目の官製ワーキングプアと雇用不安のない指定管理者制度の確立をということで、最近、新聞の報道などによりますと、千葉県のしょうゆで有名な野田市というのがあるんですね。ここで、私が前にここで提起をしました、いわゆる公契約条例というのをつくったんですね、公契約条例。それでやはり一定程度労働者には配慮しなさいよと。自分ばかりもうけないで、その市の仕事を受け取っている人は地域に貢献しなさいよと、こういう人を入札に当たっては優先するんですよというような条例をつくったんですね、日本で初めてつくったんですね。それでこの新聞報道にもなったわけですけども、やはりこういうものをつくるべきだと、私、前々から言っていますけれども、やはり自治体というのは単に財政のつじつまを合わせるばかりでなくて、町民がやはり人間らしく生きられるような労働条件というものも、町は考えていかななくてはならないんじゃないかと。何ほども安けりゃいいんだと、労働者はいわゆる道具なんだと、いわゆる第一線で問

題になっていますが、そういうパートタイマーとか非正規は物件費として扱われているなんていうことが言われていますけれども、町はそういう思想であってはならないと思うんですね。やはりみんなが人間らしく生きられるような労働条件というのを町は率先してつくるべきなんですね、他の企業に率先して。そういう構えからこの問題を提起しているわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （３）番の官製ワーキングプアをつくらない制度をつくっていただきたいということについての答弁を申し上げます。

指定管理者による管理運営に当たっては、労働基準法と関係法令の遵守を仕様書に盛り込んでおります。指定管理者制度の導入は運営コストの削減が大事な要素となりますが、しかし、これによりワーキングプアをつくり出すようなものであってはならないと考えております。指定管理者に対しては従業員の賃金等にも配慮するよう要請してまいりたいと思います。また、指定管理者の変更に際しても従業員が解雇されることないように、継続雇用がなされるよう、そのような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 教育長、その最後の答弁、大変意味のある発言でございます。来年は指定管理者が変わるかもしれない。しかし、あそこで働いている人がみんな首だということでは余りにも、今、安い賃金で働いている、それだけでもかわいそうな人たちなんですけれども、そういう簡単に首を切られるような仕組みでないような指定管理者の引き継ぎをお願いしたいと思います。

大きな項目の2点目に入らせていただきます。

農業活性化についての問題を質問したいというふうに思います。

（１）はおいしい米づくりに町を挙げて取り組みをという問題で、町独自のうまい米づくり指針の作成というものは としてあります。これはなぜここに出てきたかという、天栄村が大変うまい米づくりを取り組んで、全国紙にも報道されるほど有名になって、ことしは国際米の味覚ですか、味覚のうまい米の品評会といいますか、国際的な品評会というのを開いているんですね。そこで地元の人も含めておいしい米をつくったということで評価を受けて受賞している。これはやはり町おこしに米というものを使って取り組んだ、大変我々が参考にすべきでないか。

私がいつも申し上げているのは、自分たちで何でもアイデアを出して取り組めば、それはアイデアがいっぱいあれば、そういう方であればいいんですけれども、そうでない人たちは

そういう立派な取り組みをしている自治体の経験や教訓を学んでやっていくべきじゃないかというふうに考えておりました、やはりいいことは大いにまねをして、我が町も鏡石の米はおいしいんだというふうな米づくりの運動をすべきじゃないか。そのために独自の米づくり指針というようなものを農業改良普及所などと協力をしましてつくってはどうかかと、これが第1点でございます。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2番の農業活性化の中の（1）、さらには町の独自のうまい米づくり指針の作成についてでございますが、現在、全国的に米の消費量が減少している状況の中、売れる米づくりの一つとして米のブランド化が進められております。さらに安心・安全な農産物の提供も求められていることから、町では米づくりの担い手等による米づくり部会を発足させ、特別栽培米、牧場のしずくを推進しているところであります。今年度は15名、17.8ヘクタールの栽培に取り組んだところであり、取り組み農家数、面積も少しずつ増加しているところであります。

米づくりの指針につきましては、普及所では農作振興方針、農協では特別栽培米栽培暦より米づくりを指導しておりますので、今後も関係機関と連携を図り推進をしてまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 肝心の米づくり指針というようなのをぜひ作成をしてもらいたいと、これを再度重ねて要望しておきたいと思っております。

番目は、やはり私も前にもこれ言ってきたことがあるんですけども、今、畜産農家は堆肥が余って困っているんですね、あっちこっちに置いてね。苦情が出たり、何か私のところに来ているんですけども。しかし、これはもったいない話なんですね。あれはやっぱり有効に使えば、かなり地力の増進とか、うまい米や野菜の耕作に有効に使えば、大変これはいいものを、最近、増して化学肥料が大変大幅に上がっておりますね。この化学肥料が上がっている原因というのは、リン酸、カリ、そういうものの原料がロシアとカナダに集中しているそうですね。そしてそれが独禁法とか何か、日本に似たような法律、どこにもあるわけでしょうけれども、そういうものからの除外をしているんですね。貴重なこれは資源であるからということで、カナダもロシアも業者同士の価格協定というものを輸出に当たって認めているんですね。そのためにこれからますます上がるだろうと言われているんですね。だから、ことし農家は本当に大変だったですね。私も百姓、4ヘクタールほど田んぼつくって

るんですけれども、肥料は上がるわ、米は安くなるわで、これは往復びんだですね。ですから、やはりこの堆肥というものを有効に使わせる、そういう町の取り組み、堆肥マップなんていうのをつくって努力をしていられるのはわかるんですけれども、もう一步、やっぱり堆肥センターというものを、余ってしょうがないような堆肥をどんどん受け入れて、それをちゃんと反転をして、あれは攪拌反転しないと、酸素が入っていかないと十分分解しないんですね。ですから攪拌と反転をしながら完全に完熟する、完熟をしない堆肥というには害が出るんですよ。だからそういう完熟堆肥をつくるような場所というものを、公害の心配のないようなものをどういう形でいいかわからないんですけれども設置をしながら、その堆肥を活用しておいしい米をつくれるような、そういう取り組みをやはり町が指導してすべきだろうというのが 点でございます。これに対する答弁を求めます。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 番の堆肥センター設置による堆肥の活用についてでございますが、堆肥の効果につきましては、土壌状態の改善が図られ作物の生育に適した土により、安全・安心でおいしい農産物が提供できることで消費者ニーズや環境に配慮した生産活動ができることから、堆肥の活用は大変重要なことと認識しております。

ご提案にもございましたが、堆肥センターの建設につきましては、町内の現在の実情といたしまして、畜産農家による戸別の供給ができる状態でもあり、堆肥マップを作成しながら各農家に活用していただいている状況ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） これもなかなか、今、財政難ですから、一朝一夕にはいかないと思うんですが、これは何回でも私もまた提起をしたいと思っておりますので、ぜひ産業課長、じっくりと検討していただいて、どのくらいかかるものなのか、町としてできないのか、あるいはそういう有志でつくるやつに対して町は助成をしてはできるのか、どうなのか、そういうものを含めて、これから検討していってほしいものだなと思っております。

（2）の町の新しい特産農産物の開発をということで、我が町はよく宣伝材料に1人当たり農家の所得が県内で何番目だとかとよく言われるんですけれども、これは一つにはキュウリですね。キュウリというものが長年にわたって、岩瀬キュウリというものが東京の市場でも相場が高くなって一気に上がったと。さらにもう一つはイチゴですね。これもイチゴ農家の大変な努力によって町の特産として広がってきたということがあるんですけれども、大変キュウリなども、私の周りの農家を見ても高齢化をして、どうなのか、これからこのキュウリをつくり続けることができるのかということを非常に悩んでいる農家も数多くございます。ですから、これからの農業高齢者の中で生産をできるような特産物というものは一体ないの

か。こういうものをもう少し、何かすぐに対策委員会というんですけれども、そういうような、検討するような、有識者、農業改良普及所なども入っていただいて検討してはどうなのかということを提起したいわけなのですが、いかがでございましょうか。

議長（今泉文克君） 町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 私から（２）の町の新しい特産農産物の開発についてご答弁申し上げます。

本町の特産農産物といたしましては、今、お話ありましたように、米、キュウリ、イチゴ、リンゴ、桃などがございます。キュウリについては栽培農家の高齢化などによりまして減少傾向にあり、産地を維持していくことが課題となっております。イチゴについても、販路拡大のため香港などへ輸出されて実験などを行っておりますけれども、景気の影響もございまして販売価格が下がっている状況にございます。現在の農業情勢は飼料や資材の高騰、担い手不足や高齢化の問題、さらには世界的な経済不況などによりまして、依然として厳しい状況にあることはご案内のとおりでございます。

そこで、特産農産物の開発についてのお尋ねでございますけれども、なかなか現状としては難しいことではございますが、今、普及所や農協などでも、ナスあるいは柿などについてもいろいろ検討しているようでございますので、我が町もそれらに沿った中で新しい特産物ができ上がれば、これは大いに結構だということで、今後とも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ぜひこの辺についても、それから町の農業をやはり希望の持てる、そういう産業として維持、発展させていくために、ぜひ取り組みを強めていただきたいというふうに思っています。

最後は、町営の農産物直売所をというテーマでございます。

これは私も何回この場で主張してきたかわからないんですね。かつては道の駅というものがいいんじゃないかということで、私もあちこちの道の駅を見て歩いて、大変道の駅が地元の農家などによって活発なんですね。秋田県などいいし、秋田県など各町村ごとにありますね。だから、私はこの辺も農協が合併してしまったために、一つのＪＡすかがわ岩瀬ということで非常に巨大化して、今、はたけんぼ、大変12億円もの売り上げあるなんていって満足してしまって、各町村へ行けば、天栄村などはやっているようでございますが、玉川村などもやっているようですが、そういう小さい直売所のようなものをもう少したくさんやればいいんですけれども、やはりなかなか個人で、あるいは少人のグループでやるということにも宣

伝とか何かで限界がございますので、ぜひこれはやはり町が取り組んで、天栄村や玉川村さんのような直売所、やはりぜひつくっていただきたいものだなというふうに思っているんですね。

町はたくさんの土地を所有しております、その開発予定地があるんですけれども、そこが放任をされているわけですね。そういう土地などを利用すれば、この直売所がつくられるのではないかとというふうに考えているわけございまして、道の駅が無理だったならば、直売所ということで何とか、これは農家がやはりこれから生き延びていくには、野菜をつくっても市場に私も出した経過があるんですけれども、非常に安いときにはガソリン代にもならないというふうなことが間々ございまして、本当に意欲を喪失するわけですね。直売所の場合は自分で値段が決められると。高ければ売れないと、こういうことございまして、そういう施設はやはりこれからぜひ必要ではないかと。

鏡石の中でもはたけんぼを利用している人がたくさんいると思うんですけれども、これもやはり聞くところによりますと、高齢化をしていけば1日2回、あそこまで通うのは大変だなと、もうこれは限界じゃないかというふうな声も聞こえるわけですね。ですから、もう少し近いところであれば、年とった人も車を運転できない人も、何かそこに持っていけば売れるというふうな施設をつくれれば、そういう高齢者向けの新しい働き場所を提供できるのではないかと。自分のうちで収穫した残りの野菜でも何でも市場に出荷すれば現金収入も得ることができるということで、お年寄りの生きがい、さらには若干体を動かすのも健康のためにはいいわけですから、そういう健康づくりにも私は貢献するのではないかと思いますので、ぜひ町営の農産物直売所を建設していただきたい、これを提案するわけでございます。

議長（今泉文克君） 町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 町営の農産物直売所についてのお答えを申し上げます。

現在、町内の農産物直売所については鏡田集落営農組合のあやめが4号線のわきにございます。それと8月にオープンいたしました、まちなか情報交流館かんかん館で週2回販売をしております。それと町内のスーパーセンターイオン、それから、いちいさんでも町の農産物を取り扱っておられます。

そういったことで今まで利用されてまいりましたけれども、道の駅、今までもたびたびご質問いただきました。あるいは、今お話のように直売所、町がつくって農家の皆さん方が少しでも高く売れるような、そういう施設も私も必要ではないのかなと考えているところでございますので、そういったことを含めながら、今後、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔 13番 円谷 寛君 登壇 〕

13番(円谷 寛君) ぜひ町長が申されたように前向きの取り組みをお願いしたいと思うんですが、当面、せっかくある施設でございますから、かんかん館、これをもうちょっと充実をさせて、せっかく職員がいるわけですから、農家からお預かりをして毎日物売れるような状態にしたほうが、アンテナショップとしても有効に人が集まって機能するんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその辺も検討してもらえないのかなのか、その辺をお尋ね申します。

議長(今泉文克君) 町長、木賊政雄君。

町長(木賊政雄君) かんかん館について、オープンしたときには直売を扱っておりませんでしたけれども、できるだけ人が集まるということは物があるということで直結いたしますので、何か扱えないかということで、現在、週2回、販売にこぎつけているところでございます。

これから運営の方法も改善をして、少しでもあの交流館が多くの方々に利用できるように、農産物も定期的に確保できるのであれば毎日あそこで販売されてもいいんじゃないかということも、私からも担当課を通して指示はしておるところでございますので、その辺についても今後、検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長(今泉文克君) 13番、円谷寛君。

〔 13番 円谷 寛君 登壇 〕

13番(円谷 寛君) ぜひ農家の方が、今、大変困っている状況にあるということですね。農家の人口はどんどん高齢化しておりまして平均就農年齢が65歳と、さらに農家の所得は減少の一途でございます、15年前の2分の1だそうでございます。本当に、200万を超える農業人口というものもあるんですけれども、売り上げは8兆円ちょっとだそうでございますね。パチンコ業界は30兆円売り上げをしているそうですね。それと比べていかにこの農業の売り上げというものは少ないか。このことをやはり考えれば、もっともっと我々は地域を生き返らせるには、この農業というもので生活をできるような人をもっともっとつくっていかないと、地域は将来ますます貧しくなっていく、そう思いますので、この農業振興に特段の努力をお願いして私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

議長(今泉文克君) 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

円 谷 寅三郎 君

議長(今泉文克君) 次に、14番、円谷寅三郎君の一般質問の発言を許します。

14番、円谷寅三郎君。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 14番の円谷寅三郎です。

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

今定例会が昨日12月8日に開会されました。昨日12月8日は太平洋戦争が開始された日でありました。68年になりましたが、日本はこの戦争でアジア諸国と日本国民に大きな被害をもたらしました。赤紙1枚で召集され戦場に送られ、一家の大黒柱や青年が帰らぬ人となりました。一家を預かる女手一つで子育てに苦勞された多くの家族もあります。日本の犠牲者が310万人以上とも言われています。

日本がハワイ攻撃をしたのが1941年12月8日です。私は成田の生まれですが、1938年生まれですから、私が小学校に入学したときは戦争中でありました。大変な時代でありました。学校に行っても教科書やノートもなく、黒板を小さくしたような石板、石墨だけで勉強しました。食べ物もない時代でありましたが、B29の攻撃によって、あの水のたまった防空壕に入った苦い経験があります。

今、新政権で基地の移転の問題で混迷していますが、まだ日本の戦後は終わっていないのかという思いがいたします。二度とあのような戦争を繰り返してほしくないという思いを抱いております。平和であってこそ安心して生活ができるものと思いますので、述べさせていただきます。

さて、私の質問であります。大きな1番の来年度予算編成に当たってについてありますが、1番の（1）の不況の中、国はデフレを認めたが税収不足も考えられる。来年度予算額の見込みは。住民福祉、生活を守る事業に重点を置くべきと思うが、どのように考えられるのかについて質問いたします。

昨年に続き今年もリーマンショック以来の世界的な経済悪化の年となりました。とりわけ日本は小泉改革による労働者派遣法の改悪による規制緩和政策によって労働者の賃金が引き下げられて、働く場もない雇用破壊が進み、昨年末の路上生活者が急増している状態が今年も続くのではないかとされており。日本は世界に例を見ないような、先進国の中でも最も悪い状況に追い込まれていると言われております。

国はデフレを認めましたが、国民の懐くあいの悪化で物が売れない、仕事がない、中小企業にとっても倒産や廃業に追い込まれています。デフレスパイラルの進行が心配されています。民主党中心の新しい政治が実現しましたが、国民の期待を担って始動しましたが、新政権で事業仕分けが進められていますが、一刻も早い雇用問題や景気対策、高齢者の介護や医療など社会保障や国民生活に直結する問題に取り組んでほしいと思っております。

だれもが無駄と思う事業は積極的にやめていただきたい。新政権でも地方負担もふえるのではないのかという心配もされています。そのような中でも、自公政治でできなかったことが、

肝炎基本法や原爆症基本法などが成立しております。なかなか一朝一夕にはできないかもしれませんが、事業仕分けが進む中で子ども手当の財源として、政府税制調査会は今月の全体会で、藤井会長が所得税の扶養控除の廃止と連動して住民税の扶養控除を廃止する方針を固めました。これは所得税額を算出する際に、扶養家族の人数に応じた全額を差し引くことができる所得控除であります。扶養控除が廃止されると所得税と住民税が増税になるとともに、保育料や国民健康保険料に負担増が波及するので、家族によって一律には考えられませんが、子ども手当が帳消しになってしまうのではないかと心配もあります。新しい政治のもとで、国民負担が減少するのか、またはふえるのか、国の来年度予算も流動的であります。不透明であります。町の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 来年度予算編成に当たって不況の中、国はデフレを認めたが、税収不足も考えられる。来年度予算額の見込みについてはどうかということについてお答えを申し上げます。

平成22年度予算編成方針の歳入面におきましては、景気後退による企業業績の悪化等や固定資産税評価替え等の影響により町税の増収が見込めないほか、民主党のマニフェストに基づいた見直しの影響から、道路特定財源の暫定税率の廃止による地方譲与税や道路整備に関する各種交付金の減少、あるいは地方交付税については交付税率を引き上げるとともに事項要求を含めて総額を1兆円増額するとはしておりますが、これについても財務省との間で極めて不透明にあることから、一般財源の確保は引き続き厳しい状況にあることは変わりございません。

一方、歳出面においては、地域活力基盤創造交付金事業、ほ場整備事業、公共下水道事業などの事業継続や扶助費などの社会保障関係費の自然増、公債費などの義務的経費や各特別会計の拠出金と固定的経費の増加、新たに国営限戸川土地改良事業償還金や小・中学校耐震改修のための基金積み立て事業の負担増が見込まれております。

このような状況背景といたしまして、義務的経費を含めて歳出を厳しく見直し、持続可能な財政の構築と予算の質の向上を目指し、各種の事務事業を的確に推進するための優先順位を選択いたしまして、経費の節減、合理化に努め、住民生活の安定と住民福祉の向上に配慮して町総合計画を基軸とした予算編成に努めることとしております。

予算規模については、今年度当初予算同額ぐらいの39億4,000万円を考えているところであります。

以上で答弁といたします。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 来年度予算については大変厳しいと、同額程度というご答弁がありましたけれども、今、子供の医療費無料化年齢を来年4月からの鏡石は実施が決まりましたけれども、今、これは15歳までの引き上げは県内各自治体に広まっているわけでありまして、地方自治体でも税金の使い方、取り方が問われているわけでありまして、鏡石町でも来年4月から水道料金が22.5%の引き上げがされるわけで家計に大きく響くわけでありまして、昨日の町長の説明でも予算編成作業の中で事務事業の厳選と優先順位を厳しく選択し、財政の健全化を念頭に限られた財源を有効かつ重点的に配分するとしております。町民の生活安定と住民福祉の向上に配慮するというところでありますが、お尋ねいたしますが、厳しい財政の中で来年度予算の中で新事業に新たに組み込むのか、その考え方についてお考えをお聞きいたします。

議長（今泉文克君） 町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 質問にお答えをいたします。

先ほどご質問の中で、昨日、来年の4月から乳幼児医療費の助成ということで、それが中学生まで拡大する条例を議決いただきました。おかげさまで私が就任以来、3歳から進めてまいりました医療費の助成が15歳まで拡大することになりました。私も喜んでいるところでございます。

それと、自殺者の対策事業、あるいは勤労青少年ホームへの太陽光発電システム設置など、省エネルギー関係の推進事業、あるいは岩農生と小・中学校が連携した農業体験、調理実習等を行う食育体験事業などを実施していきたいなと思っているところでございます。また、さまざまなハード事業を抱えておりますが、それらについても先ほどお話ありましたように優先順位を選択して、どれが町民にとって有効な事業なのかということを選定いたしまして予算編成をしていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 次に、（2）番の町内企業の雇用状況を把握されているのか。また企業に対する対策等についてお伺いいたします。

鏡石の町内でも建設業などの廃業や週に2日とか3日の勤務という会社もあります。年末のボーナスの支払いもない状況にある会社もあるということでありまして。住宅ローンの支払いもできずにうちを手放さなければならない、悩んでおる家族もおります。さらには廃業された会社の従業員の就職状況はどうなっているのかなど、自治体独自で調査をする必要があると思いますが、どのような状況でしょうか。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 14番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（２）番の町内企業の雇用状況を把握されているか。また、企業に対する対策等についてはでございますが、町内企業の雇用状況につきましては、企業訪問や電話による情報のほか、須賀川公共職業安定所で公表している状況で特に把握はしておりませんが、今年初めから雇用維持のための国の雇用調整助成金の申請が急増しているところでもあります。町内でも幾つかの企業が活用している状況でございますが、政府の発表では景気は持ち直しつつあると報道されておりますが、中小企業におきましてはいまだに厳しい状況が続いております。

対策等でございますが、政府の経済対策が引き続き実施されると予想されますので、各種融資制度や政府の緊急保障制度が円滑に実施されるよう金融機関、商工会と連携を図り対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 今、答弁いただきましたけれども、例えば雇用問題でお隣の天栄村では役場の正面玄関に就職相談窓口との看板を立てる、住民の相談に応じているわけがあります。大変苦しんでいる家族にとっては話を聞いていただけるだけでも安心をするわけがありますけれども、こうした何らかの窓口の対応策、このようなものは考えているのか、一人でも多くの方が救われる、こういう状況をつくることを考えていただきたいと思うわけがあります。この点についてお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいまの雇用関係の対応についてのご質問でございますが、町内では現在、商工会のほうで無料職業紹介事業というふうな事業を立ち上げてございまして、商工会のほうに鏡石町商工会無料職業紹介所を開設してございまして、いろいろと求職関係の応募があった場合について対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 今、大変厳しい状況の中で企業も大変だと思っておりますけれども、町が融資した企業に対し雇い止めをやめることや雇用の確保など、社会的責任を果たしていただくように町として要請することをお願いしたいと思っておりますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 雇用関係の確保についてというふうな内容だと思いますが、町のほうでも融資制度関係の認定をしております、昨年から引き続き認定をしている状況でも数十件というような件数になってございます。こういう企業に対しまして、いろいろと町のほうからも雇用の確保等の要請というようなご質問でございますが、今月に各企業の景気状況、昨年の12月にも景気状況のアンケート調査を実施しております。そういった関係で1年たちますので、またアンケート調査等実施したいというふうに考えておりますので、そういう際には文書等さらには訪問もこちらからいろいろと各企業を回る予定もございまして、そういう際には雇用の確保等についても企業のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 次に、（3）番の雇用破壊の中で緊急雇用創出事業、来年度の計画は考えられるのかについてお尋ねいたしますが、今、失業者がハローワークに行ってもなかなか仕事が見つからない、そういう生活困窮者が増加している状況にあります。こうした緊急雇用対策が今年実施されました。来年はどうなるのか。雇用対策で雇用を生み出して、直接実施する事業であります、道路や公園などの樹木の剪定や樹木などの専門技術がない人向けの雇用であります。そのような計画についての考え方をお聞きしたいと思います。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） （3）番の雇用破壊の中で緊急雇用創出事業について来年度の計画は考えられるのかについてご答弁を申し上げます。

厳しい雇用、失業情勢の中で今年度実施しております緊急雇用創出事業につきましては、町でも緊急的に10事業で15名を雇用いたしました。来年度におきましても、制度的な制約はございますが、現在のところ6事業程度について県のほうに要望をしている状況でございます。なお、緊急的な事業が発生した場合には、随時対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 今年、15名の雇用ということでありましたけれども、来年予定すれば雇用は6カ月程度ということになるかと思いますが、何名ほど来年も、ことしのように15名程度ということになるのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいまの緊急雇用創出事業の来年度の雇
用人数というようなご質問でございますが、来年度につきましては6事業予定してございま
して、雇用人数が7名という、現在、県への申請中でございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 次に、大きな2番の国民健康保険、高齢者医療制度についてを質
問いたします。

（1）番の低所得者の医療を受ける権利を侵害する資格証、短期証の発行状況、国保、後
期高齢者医療についてもお尋ねしたいわけではありますが、国保医療については税を滞納して
いる世帯に対して、2000年に実施された国民健康保険法の改悪によって被保険者証を取り
上げ、被保険者資格証を発行することになりました。以後、資格証の発行が全国的に急増さ
れました。国保証を取り上げられた世帯に、市町村の窓口で医療機関への一時払いが困難だ
と申し出た場合に短期証を発行することも決めました。また、後期高齢者医療制度は75歳以
上を区別して、お年寄りに新たな負担を押しつける制度で、世界的にも例のない制度であり
ます。お年寄りのいじめの制度であります。

8月の総選挙では民主党政権になりましたが、民主党のマニフェストではこんな悪い制度
は廃止すると公約しましたが、新政権が誕生しましたが後期高齢者医療制度の廃止は先送り
の状況であると思います。通常为国保証の有効期限が1年から2年ありますが、短期証で
は6カ月とか3カ月、あるいは1カ月と短くなります。窓口負担は通常保険証と同様であ
りますが、期限が切れれば無保険状態になります。後期高齢者医療制度の国保料は多くは年
金から天引きされ、年金額が月1万5,000円以上となっていますので、保険料1万5,000円
以下の方は町に納めなければならない低所得者が中心と思われる。

お伺いいたしますが、鏡石町での国保あるいは後期高齢者医療制度の資格証、短期証の発
行状況をお知らせいただきたいと思えます。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長（高原芳昭君） 14番、円谷寅三郎議員の質問に答弁申し上げます。

低所得者の医療を受ける権利を侵害する資格証、短期証の発行状況はお尋ねございま
すが、保険税の滞納者等に対します資格証明書及び短期被保険者証については、国民健康保
険法施行規則及び町国民健康保険証の更新規則並びに町国民健康保険短期被保険者証交付要
綱に基づき交付をしております。

例年10月1日が保険証の更新日になるわけでございますが、10月1日現在の発行状況に
つきまして、国保で資格証明書が68件、短期被保険者証153件となっております。

後期高齢者医療では短期被保険者証は14件となっておりますが、資格証明書については現

在のところゼロであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 短期証の発行は、これは年金月額1万5,000円以下の普通徴収によるもので窓口で納める必要であると思います。今、14名ということでありましたけれども、これはどのような世帯が、ひとり暮らしとかそういう、どのような老人であるのかお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長（高原芳昭君） ご質問の後期高齢者の14件の内容と思われませんが、こちらにつきましては、後期高齢につきましては昨年度、20年4月にスタートしたわけでございますが、こちらにつきましては、特徴、普通徴収という形の納付形態になっておりまして、こちら未納状況になっておるのは普通徴収の部分という状況でございますが、中身的には高齢者、ひとり暮らし、高齢世帯の方々がこのような状況、中には別世帯といっても家族同居の中もおりますが、状況等把握していないというか、納付方法等で支払えない状況かもしれませんので、そういった方も中にあります。ですから、その状況で高齢者、ひとり暮らし世帯、二人暮らし等中にはいるような状況で、この14件の中には入っております。

以上です。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 次の（2）番の市町村は国保料を1年以上滞納している世帯主に対し、または1年に満たない場合でも国民健康保険法により被保険者証を返還しなければならないとしていますが、自治体によって違いがあります。町民の生命を守るためにも資格証の発行は極力抑えるべきと思いますが、についてお尋ねいたします。

国保の資格証明書の発行については、市町村は世帯主が被保険者証を返還したときには、その世帯主に属する被保険者に対する保険者証の資格証を交付することになっていますが、短期証の発行については、市町村は被保険者証及び保険者証の有効期間を定めることができます。国保料の滞納によって資格証の発行または短期証の発行を受ける世帯は生活に困る世帯と考えられます。このことによって、資格証や短期証の発行によって医者に行くことを抑えてしまう、抑制される、こういう結果になることが考えられます。町民の生命を守るためにも資格証の発行を極力抑えるべきと思うが、その考え方についてお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長（高原芳昭君） 大きな2番の（2）番の質問にお答え申し上げます。

資格証等の発行は極力抑えるべきと思うがという質問でございますが、被保険者資格証明書の発行につきましては短期被保険者の更新をしない場合、当該短期被保険者証を返還させ、国民健康保険法第9条第6項の規定によりまして、被保険者資格証明書を交付する規定となっております。

町といたしましても、資格証明書の交付までには可能な限り短期被保険者証の活用を図りまして、滞納した人の納付相談等の接触の機会を多く設けまして、その確保に努めているところでございますが、税の適正収納及び被保険者間の負担の公正を図る必要があることから、資格証明書の交付にはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 次の3番の後期制度について、高齢者から保険証を取り上げるとは死に直結すると。厚労省は低所得者に資格証の交付をしないよう求める通知を5月に都道府県の広域連合に出しました。発行するかしないかは自治体によって判断するということについてお尋ねいたします。

後期制度については、2009年10月のデータでは短期保険者証の発行が東京、神奈川とか宮城、千葉などではゼロということですが、7都道府県に及んでおります。鏡石町は短期証が14件で資格証が発行されていないということですが、短期証を発行された高齢者は全国で2万8,203人、これはことし10月のデータでありますけれども、保険料の普通徴収料が100%に満たない県内の自治体、かなりありますが、二本松やいわき市、あるいは白河、中島、それから泉崎、平田村、あるいは三春や富岡町などでは、こういう多くの自治体で普通徴収が100%に満たない自治体があります。この自治体でも短期証を発行されておられません。短期証がゼロであります。鏡石は14人ということですが、普通徴収は年金1万5,000円以下の高齢者でありますから、大変生活が厳しい状況にあるわけであります。これは自治体の判断によって発行するかしないか、あるいは広域連合によって決められるか、その点についてお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長（高原芳昭君） （3）番の後期制度におきまして資格証の発行等につきまして、これは自治体で判断して発行するのかの質問にお答え申し上げます。

後期高齢者制度では、保険料を滞納している保険者が納期限から1年を経過するまでの間に納付されない場合には、滞納につき特別な事情があると認められる場合の除き、資格証明書を交付する仕組みが設けられております。

質問の資格証明書の発行の決定についてでございますが、交付の決定につきましては、自治体判断ではなく広域連合が判断するということになっております。町といたしましては、その発行につきましては引き渡しをするというのが市町村の役になっておりますが、交付決定は広域連合でございます。なお、資格証明書の運用につきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることないよう、原則として交付しないこととする基本的方針が現内閣によって確認されておりますので、現状、町としてはゼロという状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいまの答弁では広域連合で決めるという答弁でありましたが、先ほどデータで申し上げましたけれども、普通徴収がゼロの自治体で発行されていない自治体があるわけでありまして、これは広域連合の決められた指示に鏡石町は従ったのか、それは町の判断でできるのではないかと思います。一方、厚労省は保険料の取り立ての対策を効率かつ効果的に行うために短期証の交付を繰り返し行うことを求めています。短期証を市町村の窓口で手渡すことを原則としておりますが、短期証を鏡石町では窓口で手渡すことになっているのかどうかお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長（高原芳昭君） 質問にお答え申し上げます。

町では、現在、14件の短期証、後期高齢制度では交付して、連合会で決定して交付しておりますが、現在、12月1日現在では9件の短期証の状況になっております。当然、先ほど申し上げましたけれども、1年経過するまで納付されない場合にはということで、未納があった場合には要綱等に基づきまして短期証の交付という形になっております。そちらにつきましては、町としては発行等を受けて直接、被保険者の方に郵送という形で送らせてもらっているということでございます。なお、こちらの滞納者につきましては、町といたしましても極力早い段階におきまして滞納者との接触等を図りながら、納税、状況把握に努めることということが大事でありますので、今後もそのような状況下で進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 短期証の発行は郵送であるという答弁でありましたけれども、これは1万5,000円以下の年金者ですからほとんど収入のない方でありまして、なかなか医者にかかれない、こういう状況の方、9名ということでありまして、極力そういう発行が

ないようにお願いしたいものであります。市町村の判断でできるものであれば、そのような対応をお願いしたいと思います。

次に、国保税の滞納によって、(4)番でありますけれども、無保険の問題が社会問題となりました。医療を受ける権利、何らかの事情で国保税が滞納されている、子供が親の責任で医者にもかかれないと、こういう状況になるわけでありますけれども、鏡石町の国保税の収納状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

議長(今泉文克君) 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長(高原芳昭君) 現在の町の国保税の収納状況はどうなっているのかという質問にご答弁申し上げます。

現在、国民保険税の収納状況につきましては、10月末の調定額に対し約50.8%、前年同期比較いたしますと約1.6ポイント程度下回っている状況にあります。

以上、答弁いたします。

議長(今泉文克君) 14番、円谷寅三郎君。

[14番 円谷寅三郎君 登壇]

14番(円谷寅三郎君) 10月末で50.8%ということですので、直接的にちょっとなかなか理解できない数字なんです。例えば前年度の決算時あたりではどのような状況になっていたのか。国保税の滞納は、町民の国保加入者の国保税にもかかわる問題ですが、町はこうした世帯に対してどのような徴収をお願いしているのか、お尋ねいたします。

議長(今泉文克君) 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長(高原芳昭君) 14番議員の質問にご答弁申し上げます。

20年度の決算におきまして、国民健康保険税の現年課税分につきましてはの徴収、収納率につきましては87.06%という状況になっておりまして、全体的に見れば収納率が低下している状況下に19年、20年と比較するとなってきた状況にあります。現在、国保税の調定額につきましては、今、例えば現年課税額については3億4,300万円という状況下にあります。先ほど申し上げましたが50.8%、前年比較するとその状況下ということは半分程度、昨年、前年の調定額につきましては3億3,300万円程度になっておりますので約半分程度の収納状況ということでございます。

なお、ここでの収納につきましては、当然、特別な事情等ある方も相当おられます。そういった方に関しましては、当然、短期証等活用させていただきながら、滞納者との接触を大いに設けまして、納税相談、苦にならない状況下での納税相談を受けながら収納を行っていただくということで短期証の発行等行っております。

今後とも、生活困窮者も中にはおりますので、そういった生活実態調査をしながら、把握しながら収納のほうに努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 87.06%と大変低い数字であります。約その半分程度が納められているということですが、日本の貧困率は15.7%と政府が発表しました。滞納者は生活費にも事欠く世帯であると思います。なかなか払いたくても払えない状況にあると思います。国保税の減免申請の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

税務町民課長（高原芳昭君） 国保税の減免状況ということでございますが、昨年のリーマンショックによりまして、非自発的にリストラされた方に対する国民健康保険税の減免規定につきましては、さきに条例等で開始させていただきまして、21年度実施しているところでございます。鋭意そのような対象者の方に勧奨させていただきまして、町のほうに出向いていただいて所要の手続等行って、減免手続を行っている方もおります。その状況下で今現在、免除申請適用になっている方が申請の中で15件程度、これにつきましては条件等ございましたが、非自発的でリストラされた方ということで、収入等も勘案しながらの減免で決定しているケースが15件という状況でございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 今、大変厳しい状況にある住民の方の減免申請が14件ということですが、そうした貧困層、大変生活に困る状況にある方に対し、町民が活用できる、例えば生活福祉金等があるかと思いますが、活用できるものはどんなものがあるのかお尋ねします。

議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） それでは、14番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご承知のように社会福祉協議会で取り扱っています資金関係では、町のほうでは生活援助資金、さらには県では生活福祉資金、さらには総合支援資金等があります。これらにつきまして町の社会福祉協議会を窓口としまして、その資金の融資等に当たっているところでございます。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 今、大変自殺者も増加しており、犯罪者も多いという大変厳しい状況にあります。町がこうした福祉等に力を注いで、安心できる町づくりをお願いいたします。私の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君の一般質問はこれまでとします。

柳 沼 俊 行 君

議長（今泉文克君） 次に、6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 大分一問一答で時間が効率的になっている関係上、ちょっと心の準備、そしてできることならばちょっとこの暮れのときでございますので、余りせわしく動きたくなかったんですけども、これはこれとして、すごく一問一答というのは効率がいいんだなと、つくづく考えている次第でございます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

先ほど円谷議員さんから太平洋戦争の開戦日がきのうであったという話を伺い、そしてその当時の生活状況というんですか、こういうのを考えると本当に今は恵まれた環境かなと思っております。そんな中でこのたびインフルエンザの情勢、あるいは医療費の中学までの無料化という行政上のサービスというんですか、それが拡大している。そんな中でもやはり病気、あるいはこういう流行性のインフルエンザ等はどんな経済状況でも変わらない、一面では逆に恵まれた環境がゆえに人間の体がその恵まれた環境になれて、逆に病気に対して抵抗がない部分があるのかなと思っておりますが、それはそれとして、この新型インフルエンザは毎日ニュースあるいは新聞等で報道されているところでございます。

そんな中から、小学校の環境整備と、これは題が私の通告とちょっと違うんですが、学校環境の設備と教育についてということで執行の考えを伺いたいと思います。

まず、きのう、町長の説明の中で、県においては11月18日、インフルエンザ流行警報を発令し注意を喚起していると。その中で我が町は先月24日、新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成にかかわる予算を議決いただき、予防接種の控除と重症化予防等の対策に努力していると説明がなされました。今後もそれらについて継続して予防啓発を図るとの説明でございました。

過日、テレビ等の報道で、全国で約220名のインフルエンザによる犠牲者が出ている。特にその犠牲者は年齢が10歳以下の子供たちに割合が集中しているという内容でございました。10歳といたしますと小学校3年まででございます。我が町では10月21日の全協において発生状況の報告がございまして、10月13日、幼小中、全生徒児童合わせますと65名と、そしてその中で一小学級の学級閉鎖が出ているとの内容の報告がございました。その後、小康状態が続くのかなと思っておりますらば、11月27日の地方紙の中で、鏡石も依然高水準との報道がございました。そのときは小学生が45名という、合計で91名の高水準の内容でございま

した。そして、この12月に入りまして、鏡石町はかなり小康状態と思われるような数字が出ておりました。しかし、これは気が抜けないような状況が続いているのには変わりはないと思います。その中で、新型インフルエンザの小・中学校の罹患推移率と今後の対応策を伺います。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 6番、柳沼俊行議員の新型インフルエンザの小・中学校の罹患推移率と今後の対応策はという質問について答弁申し上げます。

12月1日現在、鏡石町立小・中学校全体の新型インフルエンザの発症者は407人でございます。全児童・生徒の32.3%となっております。新型インフルエンザの対応策としましては、感染予防のための各学校へのアルコール消毒液配置や緊急時のマスクの配布を行うとともに、日常の予防対策としての手洗い、うがいの励行、感染予防としての登校前の検温の実施を義務づけるとともに、インフルエンザの症状が見られる場合には医療機関で受診するようお願いをしてきたところでございます。

今後もインフルエンザ予防については一層の周知徹底を図るとともに、関係機関と協議し、感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） すみません、なれないものですから申しわけないです。

今、一般的な予防法方策を伺いました。そして、12月1日現在で407名という数字が出ていると。12月のきょうは9日でございます。これには今まで罹患した方、感染した方自身、抗体が出ていると思うんですね。そうすると、全校生770名ですか、小・中合わせると、約ね……900名だね、小・中学校合わせてね。小学校が980名、そして中学校が400名という、そうするとその中に既にもう感染し、そして抗体ができている方もいると思うんですよ。その率をご承知であれば教えていただきたい。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 小・中学校合わせて全体で1,261名でございます。先ほどお答えしました発症者数が407名、これで割りますと32.3%ということでございますけれども、中には一度インフルエンザにかかって直って登校して、その後またインフルエンザでまた休んでいるという子供も中にはいらっしゃいますので、今、その新型インフルエンザと季節型のインフルエンザの区別をしておりませんので、その辺の差がちょっとわからないところがございます。そういった状況でありますけれども、今、いずれにせよ同じような予防対策をしているということでございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） この予防対策というんですか、アルコール、あるいはマスク、あるいはうがいと、日常個人的な予防対策をしてほしいという内容でございますが、やはり集団の中では、クラブ、部活動、いろんなやはり活動があると思うんですよね。その辺の制限ですか、あるいはその予防対策においてこういうことはちょっと遠慮してもらいたいというような施策は講じているかどうか、その辺を伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） ただいま質問ありました部活等についての指導でございますけれども、当然、この新型インフルエンザの感染は集団による感染が非常に高いものですから、集団で行うことについてのさまざまな対策をお願いしているところでございまして、一番は学級閉鎖という考え方もそうでございます。さらには学年で多い場合については学年閉鎖、さらには全学年で発生した場合については学校閉鎖という形で講じておりますので、当然、部活についてもそういった部活の中で多い場合については部活動を自粛していただく。さらには学校行事についても延期または中止をすると、そういったことで講じているというような状況でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 大分学校の活動に制限というんですか、学習活動なりクラブ活動、あるいは部活動がやりにくい中にあるのかなと思っております。

その中で（2）番、新型インフルエンザの学習授業の計画と対応はということで、このたびインフルエンザは家庭の中で1人が発症した場合、家族全体が罹患予防対策として自宅での待機ということをされております。児童・生徒の罹患状況によってクラス閉鎖もただいま答弁があったように行われております。

私が知っている家族は、姉が最初発症し、次に弟のクラスが閉鎖となり、そしてその後、弟が発症し、彼は3週休んだと。本人は大分喜んでいたんですね。だけれども、これはやはり家族にとっては大変不安な一面があると。内容はといいますと、やはりすべての学校活動がされないことによって、学年の履修状況、これがどうなるのかと。そして、一部の方は授業が、極論だけれども、もう進み過ぎて追いついていけないみたいなんだという話もございました。

その中で町内の小学校の学習計画、また履修確認等はどのように行われるのか。また、クラス別、児童・生徒、ここに習熟度の個人差があらわれて授業に影響が出ていると予想されますので、その対応策はどんな対応策ができるのか、そこを伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 質問の2番目の新型インフルエンザの学習授業の計画と対応について答弁申し上げます。

県の新型インフルエンザ対応マニュアルに沿って、前もって学習計画等を作成いたしまして、新型インフルエンザにより臨時休業を実施する際には授業の進度に沿った自宅学習課題を配付し、学習のおくれが生じないように配慮しております。また、再開時におきましても休み時間等でも学習指導するなど、学習におくれが生じないように進めていきたいと考えております。

第一小学校、第二小学校、中学校とも、それぞれ子供たちについてもおくれが生じないような対策を、休んでいる期間も先生が自宅訪問するなどして子供たちについての学習の状況を把握し、さらに休みが明けて登校した場合についてはおくれがしないように、休み時間も含めて個別指導を中心として指導しているというのが状況でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今の答弁の中で、要するに県のほうで最初にマニュアルを出して、そのマニュアルに沿って鏡石も行っているということでもあります。しかし、そのマニュアル自体が、今、言ったように自宅学習というのがマニュアルの中に入っていますね。それで自宅ではテレビを見ないでやれといっても、小さい子供なんかは全くそれは抑えがきかないと。元気なものですから、全くそれらのことの注意は実行していないと。しかし、そこで先生が自宅訪問を行っているというふうな内容ですけれども、その結果について伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 鏡石町の第一小学校、それから第二小学校、鏡石中学校の状況でございますけれども、現在のところ学級閉鎖、学年閉鎖はございません。今のところは子供たちが学校に来ているという状況の中で、それぞれの学校のほうから学習の状況について報告をいただきました。子供にとっては一人一人の学習状況が全部違うものですから、一人一人の学習状況に合わせた指導ということで、先ほど答弁しました状況の中で休み時間さらには昼休み時間等を充てて、その中で学習指導をしているという状況でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今、話した中でかなり難しいというんですか、もうばらつきがあるような対応をしていると。そうすると、学年の今度は履修課程というんですか、目標管理、これ自体はどういう評価をするんですか。それとも個人的にやはり確認、テストかなんかで確認して、1年間の中でどうしてもそれが必要だということで新たにその目標管理をするんで

すか。それとも今の状態でいくんだということなんですか。その辺。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校に定められた授業というのは授業時数でございますので、授業時数については十分、今までの休業をした状況の中でもこれからも確保できるという状況でございます。それぞれ子供たちの学習に対する習得状況でございますけれども、その辺については今後とも子供たちの習得を担任の先生に把握していただきながら、つぶさに指導していただくようお願いをしていきたいというふうに思います。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） その習得状況というんですか、それをなぜ確認したかという、子供たちが冬休みのやっぱり自分の予定があるんですね。それで、冬休みとか春休みにこの学ばなかった時間、授業時間数、これが入ってくるのではないかというような心配をしている方がおりますので、果たしてその辺はどうか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 今のところ冬期休業中の授業をするという計画はもっておりませんので、通常どおりの冬期休業はそのまま実施するという形で進みたいというふうに思っております。ただ、これから冬期休業までの間に相当な変化が生じればまた別でございますけれども、今は通常の冬期休業を実施するというところで進めております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） （3）番の新型インフルエンザ、第一小学校の罹患状況は高推移と感じるが、学校設備環境との因果関係は考えられるか。また、設備環境の改善検討はされているかどうか伺っておきます。

先ほども述べましたが、小学校の発症率が高いということで、全国的に見ても重症化の傾向にある。また犠牲者は10歳以下という率が高いということでございますので、やはり我が町の中では10歳までの子供が10月7日からですか、一応計画では、予防接種の対象になって、その方たちの予防接種が始まるということが保健福祉課から報告がございました。早急にワクチン接種をして元気に登校してもらいたいなと思っております。

一小、二小とも低学年への対策というんですか、そんな意味から施設整備の環境については万全を期すことが私は必要ではないかと思っております。10月21日の、先ほど申したように報告の中で一小の学級閉鎖が起こったということでございます。私は一小の学級閉鎖が最初に出た関係上、環境設備がやはり古いから悪いのかなと思って、この通告をした次第でございます。しかし、前に父兄の方から手洗い場の改善はできないかということで、どうい

う内容なんですかと伺ったら、手洗い場がどうしても箱型になっている、洗っていても水が表にびしゃびしゃと、特に小さい子供の場合にそういうことが起きやすいと。だから衛生管理をする意味でも、また、手洗い場を使いやすいというんですか、現代に合わせた設備にはできないかということで質問をいたしました。私も現場、本当は見ればいいんですけども、やはりこういうインフルエンザが流行している状況でございますので、できれば行って確認してから、それからと思ったんですけども、とりあえず私は確認しておりませんが、その辺は環境設備として十分かどうか伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 新型インフルエンザの発症状況としましては、人数的には児童数の多い第一小学校が最も多く発症しておりますけれども、発症率においては第二小学校や中学校よりも低い数字となっております。ちなみに数字を申し上げますが、第一小学校の児童数が668人、罹患者数が194で発症率が29%でございます。第二小学校が179人で58人の発症者数、32.4%、中学校が414人の生徒に対して発症者数が155人で37.4%ということでございます。

発症の時期を見ますと、休み明けの発症事例が多いことから、学校の設備環境よりも休み中の行事や外出した際の接触等が原因と考えられているところでございます。なお、設備環境については緊急的なものについては早急な対応が必要と思われませんが、第一小学校については耐震化計画とあわせて検討したいと考えております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の一般質問中ではありますが、議事の都合でここで中断し、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時13分

開議 午後 1時00分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

休議前に続き6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 先ほどの教育長の答弁では、改築事業があるんでそのときに結局設備を十分なものにするという意味かなと思っております。しかし、新型インフルエンザばかりでなく多くの子供たちが集まる公共施設は、あらゆる感染症、伝染病の病気が入ってきますと、子供たちばかりではなくて家族にまで広がりを見せることは十分ご承知のことと思います。公共施設の衛生管理は、やはり常時、常日ごろ行うことは必然であると私は思っております。環境設備に関しては、点検整備について改めて伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 今、ご指摘といたしますか、ご指導ありました環境整備については、それぞれ小学校、中学校も含めまして点検整備を進めるようにしていきたいと思っております。なお、学校のほうの管理のほうも行っていただきたいと思いますが、教育委員会としても定期的に巡回するなどして環境についての点検を行っていただきたいと思っております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 本当にこの伝染性のあるものというのは一度出たら大変だと、個人の生命にまでかかわることもあるわけでございますので、十分な確認をお願いしたいと思っております。

続きまして、昨年、一昨年と教育行政には問題が生じました。子供たちにとって生涯心に残る問題だと思っております。心の形成ができ、成人となってからその問題を教訓として、みずからが人生、あるいは子育て環境の中で糧となることを私は願っているところでございます。そんな観点から、ことしの10月24日、新聞の記事から町教育行政の考えを伺いたいと思ひ通告をしたわけでございます。

（4）10月24日付新聞報道の中で、学校内事件・事故の最高裁の初判断が出たということで、あの記事の後に恐らく各学校は教職員の児童・生徒に対する指導というんですか、あるいはその課題を提示し、そしてそれに対して対応するよう恐らく指導したと思うところですが、その点あったかどうか伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （4）番の10月24日付報道の最高裁判決に対応した対応策の指導ということでございますけれども、本件の新聞報道では平成16年に郡山市立中学校で起きた教員の体罰の賠償金支払いをめぐるまして県と市が争った訴訟での最高裁の判決と、その判決の理由が記載されておりましたが、その判決の内容については、県には法令で給与以外の負担については定めるところがないと判断、市町村が設置する学校の経費は市町村の負担として、賠償するための費用は学校を設置する市町村が全額負担すべきと最高裁が判断したというものでございます。

教職員の不祥事や教職員による体罰がたびたび報じられておりますけれども、町教育委員会としても教職員に対し、不祥事などを起こさないよう、校長・園長会議等において指導を行っているところでございますけれども、本件報道記事を真摯に受けとめまして、今月15日の校長・園長会議の中でさらに徹底した指導を行ってまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 当然、町独自の職務遂行上の行動規範、あるいは水準というのがあると思いますが、十分なやはり対応をしていただきたいと願う次第でございますが、その中で具体的にはどのような指導を今まで行ったか伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） それぞれの小・中学校には学内、学校内で倫理サービス委員会または服務倫理委員会というものを組織していただいております。その中に、県のほうの教育委員会のほうから通知がそれぞれ教職員の倫理サービス関係についての文書がございます。今まで4月から11月末までの中で、16の文書を県のほうからいただいて、それに基づきまして教育委員会としてそれぞれの学校のほうに文書を送付し、それぞれの学校の服務倫理委員会に諮って対策をお願いしているところでございます。それぞれそれに基づきまして小・中学校ともその服務倫理委員会に諮りまして、それぞれの教職員の事故防止などを進めているところでございます。今のところはそういう状況でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今のお話では県のほうから新たな対応策というんですか、それを配付されてそれに対して各学校が取り組んでいるということですが、やはり町として直接的にはそういう委員会に出席する、あるいは指導を行うということは行っているんですか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校管理については、教育委員会も管理責任者でございますけれども、学校についてはそれぞれの校長がサービス監督の一端を担ってございますので、校長のほうをお願いをして、校長のほうからそれぞれの学校の服務倫理委員会で議論を尽くしていただいて、事故の防止を進めていただいておりますので、今のところ教育委員会がその委員会に出席をお願いをするということは今年度1回も行っておりません。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） そうすると、学校のほうにはその件に関しては県のほうから来た内容、あるいは町としても対応していただきたいということをお願いをすると。私はやはりこれからは各家庭ですね、家庭に対してもこういうことがあった場合に、やはり家庭教育の中でこういうことはすべきだなと、あるいは委員会でこういうことはやはり家庭にお願いしようというような話も私はあると思うんですね。だから、そういうことはどうなのか、それを伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校の事故防止においては、学校だけの問題では、事故がとめられ

るというものではないと思っておりますので、学校さらには保護者、または地域一体となった取り組みが必要だろうというふうに思っております。これから、学校のそれぞれの家庭教育の研修会または保護者が出席するような機会をとらえて、そういったことについても訴えていく必要があるかというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 次に、教職員の任命権と監督権に対して、町教育委員会としての考えを伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （5）番の教職員の任命権と監督権についての考え方だというふうに思いますが、市町村の小・中学校教職員については、身分は市町村の職員でございます。服務監督権を有しているのは市町村であります。しかし、法律により任命権は基本的に都道府県教育委員会に属しております。さらには給与負担、学級編制の基準の決定、定数の決定についても都道府県となっております。現行制度ではこのような形で一貫性がなく、責任体制もあいまいであることは否めないものとなっていることは事実であり、そのような認識をしているところでございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今回のこの最高裁の判決というのは、私はそこに大きなアピールがあると思うところであります。要するに市町村は任命権はない、監督権はあるんだと。そして身分の保障は市町村が持っている。私、身分の保障ということは、人間ですから、当然、その身分の保障とはどこでそういうふうに分けるのか、ちょっと疑問な点がここにあるんですね。

それで、監督権をよく調べますと、これは大変難しい一面あるなど。新聞報道では中途半端な、要するにそこに属しないから結局監督権は市町村にあるんだという内容なんです、これ。私はそう感じて読んでおりました。というのは、ここにこの主文の中で、市町村が設置する中学校の教員が、その職務を行うことについて故意または過失によって違法に生徒に与えた損害を賠償するための費用は、地方財政法9条ただし書き所定の経費には該当せず。ほかに学校教育法5条に言う法令の特別の定めはない。5条は結局、施設の管理というんですか、この件なんです。これは人を管理するという意味では私はないなと思って解釈しております。だから、この5条にも管理監督権は出てこないなと。だから、そういうことがないから、要するに県は給与以外は全部市町村に監督権があるんですよというふうにとらえているんですね。あるいは最高裁もそういう形でとらえていると。

でありますから、もう中途半端な形ですよ。できることならば、県立の小・中学校にしてもらえばこれは問題ないところだと思っております。しかし、やはり人間が指導、教育をしている関係上、いろいろなやはりこういう問題は出てくると。そういう中で、であるならばどうなんでしょう。それでちょっと調べた結果、私は教育長にはその任命権というんですか、要するに評価することが可能な、要するに県のほうにこういう先生をお願いしますということをお願いする関係が出てくるんですね。そうすると、お願いするのはいいんですけども、どんなものをお願いするかといったらば、やはり先生を見て、この先生をお願いしますという意味かなと、私は。そうすれば、当然、確かにこの監督権というのは出てくるのかな、お願いした以上は。そんな感じに私は感じました。

だから、監督権と任命権、私のほうでは任命権はないですよといっても、やはりある程度、先生を要請する、あるいは校長先生を要請する場合には、いずれにしても町のほうでお願いするという関係だと思えるんですね。だから、当然、その先生の、病院で言うならばカルテみたいなものが行き来をしているようなことが中に、私が調べたらあるみたいなんですね。それを見て教育長は任用というんですか、お願いをするというか、県の教育委員会のほうにお願いして、こういう先生をお願いしたいということだと思えるんですね。そういうような仕組みになっているみたいなんですね。後でちょっとその点は出しますが、そういう意味合いにおいて、やはりその監督権というのをしっかりと、どこまでということをやっぱり市町村としては把握して、そして先ほど指導した、要するに教職員が学校に対して指導すると、教員に対して、こういう対応をしてくださいということは可能かなと思っております。教育委員会としてやはり監督権はあると、十分にあるということを確認したいと思えます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 教職員の服務監督権と任命権の関係でございますけれども、これは地方教育行政の組織に関する法律の中に具体的に記載されてございますので、任命権は県の教育委員会に属していると、それから服務監督については市町村の教育委員会が行うという形で規定されてございますので、その規定に基づいて県のほうは県のほうで任命権を行使していると。それから、市町村はこの条例に基づきまして服務監督権を行うということになってございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） これは県の教職員目標管理制度のねらいという公に公表されている中で、先生方の、教職員目標管理制度というのを県はとっていると。その中で、要するに教職員の自己申告、自己評価票と評価記録簿については学年で保管する、期間は2年間とする。そして教職員が異動する場合、在籍最終年度分の評価記録簿のみの写しを異動先学校へ送付

するということが書いてあります。ということは、やはりその先生の、こういう立派な先生ですよということで、そういうカルテみたいなものがあるはずですね。そうすれば、当然、教育委員会としてはそういうのを、すべての先生のやつをもらった以上はある程度の判断というんですか、やっぱり管理ができるんではないかなと。そういうことを十分に、そういうような形の制度になっているのかなと。

そんな中で、やはり今回の新聞ざたになるような一面と、あとは本当に善意でやって、須賀川の一中の事件、事故もそうですが、結局、誠意を持ってやってもああいう件が起きるという中では、これからやはり教育委員会のあり方というものを私はあえて問いたいなと思っております。

そんな中で、教育長が県のほうに先生を依頼するような仕組みですか、あるいはお願いする、あるいはどこどこ、現在いる先生を推薦するというような仕組みはあるんですか、ないんですか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 最初に目標管理制度でございますけれども、今の教職員の目標管理制度については、現在は試行中でございますして、それに基づいて評価をし、さらには給料に反映するというところまでは至ってございません。

それから、教職員の任命で異動でございますけれども、異動の実施方針については県のほうの教育委員会のほうでつくられて、その実施方針に基づいて適正な異動を、さらに異動を推進するという形で、今、進めておりまして、今まさにその途中にあるわけでございます。

それで、まずその異動についても基本的な考え方としましては、すべての教職員に2管内3地区を経験していただくということが一つの基本でございます。さらには6年以上1つの学校に在籍した場合については、6年以上過ぎた教職員はすべて異動の対象とするという制度、さらには昨年からは、同一市町村内の異動については教育委員会の内申で行うこともできるという制度ができましたので、ただし、今年度の内申での異動については同一市町村内12年を限度としてということでもあります。そういった中で、今、進められておりまして、さまざまなその仕組みの中で、今、教職員が異動ということにありますけれども、ただ、小・中学校によりましては、中学校については教科指導でございますので、教科指導の中でその異動対象となった方がほかのところに異動するに当たっては、その異動対象者が異動できるようなあきがないとできないわけですから、それは全体的にその状況を把握しているのは県のほうの教育委員会でないとその辺の状況は把握できませんので、具体的にはそこまではできないのが実情でございます。

ただ、鏡石とすれば鏡石の中で6年以上の方がいて、異動対象者になった場合については、じゃ、具体的にどういう方が今度鏡石に来てほしいと、そういったことの要望などを申し上げ

げながら、総合的に調整して任命するのは県のほうで行うという形に、今なっているのが教職員の異動の実態でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） （6）番、町行政として学校教育の監督権に対する対応は考えているか伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （6）の学校教育に対する監督権の対応でございますけれども、人事権については県が持っておりまして、服務監督権については市町村が持つという、そういった二重構造になっているのが今の現行制度ではないかと思われま。町の教育委員会としての教職員の服務監督や指導については、これからも行ってまいります。郡山市立中学校での体罰賠償訴訟の裁判の判決結果からも、教職員一人一人が市町村の教職員であることの認識を高めていただくために、町教育委員会としてもサービスの管理指導の徹底をなお一層図ってまいりたいと思います。

なお、その人事権と服務監督権の一元化ができれば、そのような形でこれから機関に求めていきたいというふうに考えております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） （6）番については、私は町の執行のほうに伺っておきたいなと思った関係上、通告は町のほうにしていたはずであります。教育長のほうから今の話が出ました。なぜ町のほうに伺うかと申しますと、郡山市も須賀川市もその判決に従って行動を起こしているわけですが、その財源というのはやはり執行権がある長部局であります。そういう観点から、どういう考えを持っているか伺っておきたいと思いますが、よろしく願いします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） ただいま、6番柳沼議員のほうに私のほうから答弁いたしましたけれども、考え方は長部局のほうと同じであろうと思います。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 大変申しわけない、なれないものですから。立つと既に手を挙げてきているというような感覚になって申しわけないです。

町の執行から伺うことができなかつたので、次、（7）番、コミュニティスクールの設置を考えるべきと思いますが、考えられないか伺っておきます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （7）のコミュニティスクールの設置を考えるべきと思うかということに対する答弁を申し上げます。

コミュニティスクール、学校運営協議会の制度については、保護者や地域住民が合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、よりよい教育の実現を目指すという地域に開かれた、地域に支えられる学校づくりの仕組みとして平成16年6月に制度として導入されたものでございますけれども、平成19年の学校教育法の改正により20年から義務化されました学校評価制度を実施するに当たりまして、類似の制度として拘束力はありませんけれども、地域住民の学校運営の参画の仕組みを制度づくりに位置づけました学校評議員制度を平成20年度から町の教育委員会としましては導入してまいりました。この学校評議員制度によりまして、当面は学校ごとの自己評価、外部評価を外部アンケートをもとに学校関係者評価が行われ、学校としての説明責任と地域に開かれた学校づくりを進められると考えております。なお、コミュニティスクール、学校運営協議会の導入については導入する方向で検討中でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 方向としては設置するというような方向で考えているようであります。過日、議会のほうにもこの教育行政に関する点検評価ということで報告書がありました。その中で教育委員会の外部評価というのもあります。これは各町村ばらばらでいろんな評価、確かに事業が違いますからそれは当然のことだと思うんですよ。ただ、中身を見ていますと、大ざっぱというんですか、自治体によってはかなり細かい対応をしている学校というんですか、目標、学校の行くべき目標ですか、学校の教育目標、その部分まで入って評価している市町村もございます。その中でそれはそれとして、そして、今、教育長が言ったそういう中で制度を取り入れながら進んでいるということなんです、やはり今回のこの事件、事故に対しての最高裁の判決を見ていると、やはり最終的には住民が責任を負いなさいよということなんです、仕組みとしては、これは最高裁の判決でも新しい判決だと、初判断だと言っても、地方の裁判所ではかなり同じような判決結果が出ているんです。いじめの問題、教員の問題、もうすべての分野にわたって、やはり最終的には管理者責任みたいな判決がなされる。今回は県がどうしてもやはり最後まで自分の主張を通したい、そして判断してもらいたいということで裁判をやったわけですね。今までは大体はもう市町村がこのぐらいでいいというような感じで、お互い合意に達したからということでその程度で終わっていたのかなと。

そんなところを見ますと、要するに今の社会構造が旧態依然のコミュニティーじゃない、

要するに隣組、近く、地域全体で昔は子供を見ていたけれども、今は自分のところは自分だというような感じの時代になって、もうライフスタイルが完全に違うわけです。であるから、今回、私はあえて地域運営協議会、これを提案したわけであります。この中身、協議会の職務ということで、基本的な教育方針の承認とか、学校運営に関する意見とか、人事に関する意見、学校評価、学校情報の開示、その他と、その中身は恐らく教育長さんは十分ご承知と思います。その中でちょっと言葉悪いんですが、教育の中でもすべて同じ目標に向かって進んでいるというばかりではないと思うんですね。中には進んでいる先生もいますし、進んでいない先生もいる。それで、やはり自分たちが最終的には責任を負うんだから、こういう組織をつくって、むしろ十分なる意見を聞いて、新しい時代に即応した教育行政のあり方というのを私は考えてみたいと思って、これを提案したわけであります。そしてその中で、当該指定学校の教職員の採用、承認、転任に関しては校長が提案し、協議会に説明し、承認を受ける。協議会はその提案に基づいて任命権者である都道府県教育委員会に対し意見を述べるができること。拘束力はないんですが、そういうこともできますよと。

やはり自分たちの地域は自分たちで、こういう学校にしてほしい、あるいはこんな専門的なやつを子供に学ばせたいからこういう形で教育をしたいんだと、こういう先生をお願いしますとか、あるいはこの先生はやはり優秀だからぜひともという、その中にいろんな考えがあると思うんです。そういう先生に対してぜひ来てほしいという提案ができる私は解釈して、やはりこういう制度をとって、そして地域の父兄の方々、あるいは地域住民から信頼される学校関係を早く築くことが、やはりこういう課題のときに役に立つのではないかなと思うところがございます。そんな一面から協議会の、やはり再度、今、教育長さん、要するにいい方向というんですか、進む方向で考えているようですが、できることならばなるべく早く、今でも存分、教育委員会のほうで承認すればできることなんですね。その辺はどうか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） ただいま提案ありましたコミュニティスクールについては私も就任当初から導入を考えておりましたけれども、今、これからの方向性としては導入したいというふうに考えております。

今、教育と申しますか、学校がどういう状況にあるかということでございますけれども、このコミュニティスクールも、それから学校評価も含めて、開かれた学校づくりの一環として進められているものでございまして、今、平成20年度から始まりました学校応援団の事業、これについてはかなり地域住民も含めて、学校の教育に関与するといえますか、支援するような組織をつくっておりますので、そういったところで学校、それから地域、それから保護者がともに子供たちの教育を支援するんだという、そういった醸成をまず図ってまいりたいというふうに思っております。そういった中で、コミュニティスクールの導入というものを

将来は考えていきたいなと思っております。

ただ、ここでご存じのように政権交代がございまして、民主党が政権をとりまして、その民主党のマニフェストの中に、このコミュニティスクールではなくて、今後、学校については学校理事会制度を導入して、その中で運営していただくんだというようなことがマニフェストに書かれておりますので、ここで大きな変化が起きるのではないかなというふうに思っております。ただ、その学校理事会という制度が余り細かく知らされておられませんので、そういったその民主党の政策の中ではその学校理事会で運営していただくということが徐々に出てくるんだろうと思いますし、そういったものの動向も注視しなくてはならないと思っておりますので、そういったこれからの文部科学省の動向を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 私はどうも国の動向、あるいは国の政策の転換、それを頭に置いてすぐにはやらないというふうな判断をしたものですから、もうちょっと考えを変えてもらいたいなど。

確かに、今、民主党にかわって本当は免許制度も自民党時代はやろうということで、定期的に一般の運転免許証と同じような仕組みを取り入れようとしていたわけですが、今度は就業年数というんですか、教員になって資格を取っても就業年数の中で、極論だけれども

に近いような年齢で、終年というんですか、までやるのがいいということで、その方向に変わりつつあると。

しかし、私は先ほど言ったように地域全体の、昔からの鏡石の世帯からいうとかなり世帯数はふえています。しかも昔の町内の方じゃなくて外部からも来ているんですね。いろんな考えがあると思うんですよ。だから、そういうのをどう学校運営に生かすかというのが大事だと思うんですね。一部の批判的な新聞なんか見ると、PTA組織自体も昔と違って、昔は地域ということでそれを頭に置いてのPTA運営だったけれども、その方の表現だと、結局、自分のリベラル的な考えを持った人が多くなって、すべてその方向に回るものだから、PTAの存在がどうも変わってきたというふうな批判的な話があったのをちょっと覚えています。そんな意味で、やはり地域のニーズにこたえる、学校教育は同じかもしれませんが、昔も今も。しかし、やはり地域のニーズ、親御さんの考えというのをどんどん入れないと、だんだん給食費の未納の問題とか、いろんな学校の行事の不参加とか、いろんな面に波及してしまうと思うんですね。だから、そういうのをいかにやっぱりこれから協力してもらおうというか、そういう体験するためには、やはり学校協議会は私は即立ち上げたほうがいいんじゃないのかなと思っております。

特にこれは地域コミュニティについては町のほうの総務課担当で、恐らく行政区なんかも今度は徐々に、もっと小さい班単位の中でやってもらうような、そうすればその中でお互いが知り合って、逆に子供の教育をできるような環境づくりというんですか、そういうこともする時代かなと。

うちの近くに新しい方たちが住みかを求めました。あそこだけで約12軒か13軒かできるわけです。やはりあのくらいのコンパクトの中でやったほうがむしろそういう面ではすごく子供が育つ環境というのはいいのかなと。うちの班は大変大きくて26軒だと、もう班長さんが大変だという、むしろもっと理想のコミュニティの単位というのは名軒くらいがいいのかということも、今後は取り上げていきたいなと思っておりますが、ぜひ学校教育については、学校に問題があったこと、先ほど話しましたが、あったわけでございます。やはり二度とないように、子供の一生をやはり大事に考えて、そしていかにやっぱりそれを行政が支援するかということで行ってほしいなと思っております。

時間ですので、これで終了します。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（今泉文克君） 次に、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 皆さん、こんにちは。

1番の根本であります。平成21年も残すところ20日余りであります。1年も過ぎてしまえば早いものだなと感じるわけであります。

さて、12月定例会一般質問の最後を締めくくりさせていただきます。

最初に、少し早いかと思いますが、次期町長選への対応についてであります。

木賊町長は初当選以来、町のハード面、ソフト面ともいろんな事業に積極的に取り組み、町政発展のために努力されてまいりました。その中でやり残したこともあるかと思われませんが、来年6月で任期が満了となるわけですが、次期町長選への対応はどのように考えているかお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 1番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

私の次期町長選への対応、そしてやり残した仕事もあるのではないかなというふうなお尋ねでございますが、私は平成6年6月町長に就任以来、町民各位から寄せられた信頼と期待に

こたえるため、4期15年余り不偏不党、公平無私の立場を堅持し、町民と合作の町づくりで美しい町を理念に鏡石町の発展と町民福祉の向上ために全身全霊町政執行に努めてまいりました。

この間、極めて厳しい状況ではございましたが、議会を初め町民各位のご理解とご協力によりまして、町政が確実に進展してまいりましたことはご同慶にたえないところであり、心か厚くお礼を申し上げる次第であります。

国政においては、9月に自民党政権から民主党鳩山政権へ激的な政権交代を果たし、国民の期待と不安の中でさまざまな課題に対応されているところであり、間もなくその大きな第一歩となる予算案が示されます。このような国政の枠の中で、自治体の行財政運営も今までの仕組みや流れから、政権の意向に沿った運営に歩調を合わせて進まざるを得なくなると考えます。

こうした中で、私の任期もあと6カ月余りとなりました。もとより私は3期が一つの区切りであるとの考えのもとに町政を執行してまいりましたが、4年前未曾有の地方財政危機の中、あえて火中の栗を拾う覚悟で私の責任で危機を乗り越えていかなければならないという使命感から4選を決意し、多くの皆様の温かいご支援やご支持により今日を迎え、何とか先が見えるようになってまいりました。

お尋ねのように、事業計画や事業途中の事務事業は山積しております。と同時に、課題も山積しております。私は就任以来、1年1年課題解決のために粉骨砕身全力で仕事をしてまいりました。町や行政に終期はないのと同じく、町長の仕事も任期はあっても終期はないのであります。したがって何十年やっても仕事に終わりがありませんが、私の哲学では仕事をやり残したということはございません。

また、5選は考えているかとおたがひでございますが、果たして仮に5期20年という長期にわたる町政でいいのか、あるいはまた、この難局にあえて立ち向かい、町民の負託にこたえることが町民にとってよいことなのか、非常に難しい判断に迫られております。したがって、残された任期を全力で全うすることはもとより、今の私の頭の中には熟慮に熟慮を重ね、多くの方々のご意見を聞き結論を導き出したいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、2番の平成22年度の予算についてであります。

政府は無駄を省くとして事業仕分けを終了いたしました。このことにより町はどのような影響が、プラス面あるいはマイナス面があると思われませんが、どのようなものかお伺いを

いたします。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

政府は無駄を省くとして事業仕分けを行いました。このことにより町はどのような影響があると思われるかについてご答弁を申し上げます。

国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般のあり方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割のあり方の見直しを行うため、内閣に行政刷新会議を9月18日に閣議決定し設置をいたしました。そこで提出された来年度概算要求についてその必要性について徹底した精査を行うなど、歳出の徹底した見直しに取り組むため、3つのワーキンググループが先月11日から延べ9日間にわたり、同時に各省庁の事業について事業仕分けを実施したところでございます。

449の事業仕分けに対しまして新聞報道のとおり廃止が74、予算計上が20など、約2,583億円についての執行停止の提言をしたところでありますが、そのほか国保に対する返納等求められた基金など埋蔵金は9,109億円、削減総額で1兆6,627億円に上ったところでございます。とりわけ地方交付税につきましては、算定を客観的なものとし、政策誘導を行うべきではないとの意見から、抜本的な制度の見直しを行うこととしております。

また、道路整備事業の対前年比2割以上の削減、保育所運営費負担金、次世代育成支援対策交付金の見直し、下水道集落排水事業の自治体の移管なども提言されてございます。政府は今月30日に来年度予算案を閣議決定する方針で、今、おりますけれども、今回の仕分け結果がどの程度反映されてくるのかが焦点となっております。現時点ではその行方が流動的であるため、その動向を注視しながら22年度の予算編成作業に臨んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、国の仕分け作業の中身を聞いたわけですがけれども、現時点ではわからないというような報告なんですけれども、やはり最終的にはいつまでに国のほうで決定してもらわないと、30日という話もありましたけれども、決定してもらわないと町の予算というのは組めないのか、最終期限というのはいつなら間に合うのかをお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） 1番議員の質問にご答弁を申し上げます。

今現在、町長の昨日の所信あいさつの中にありましたとおり、25日に予算編成の説明会を行います。今月末、25日までに予算をつくることにしてございます。その中で、今回、事

業仕分けの中では、県において影響がある事業ということでは、92の事業が県の予算の中では影響があるのではないかというふうに見られております。

本町においてもその状況を見まして、町における影響等の事業を勘案しましたところ、今のところ二十数件の事業が本町の予算に該当するのではないかというふうに考えておるわけですが、それらについての行方が先ほど申し上げましたとおりまだ不透明な状況でございますので、昨日のあいさつにありましたとおり正確な情報を今、収集しているところでございますので、月末までには何とかしたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、3番でありますけれども、新聞報道の中で県内の高校生の就職内定率が10月末で50.4%と過去5年間で最低、また、10月の県有効求人倍率が0.33倍と全国ワースト3位となるなど自治体への影響も心配されるわけであります。

そこで、（1）我が町の高校生の就職内定率というものをとらえているのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問のように新聞報道にもありましたように、高校生の就職内定率は過去5年間で最低の数字となっております。我が町の高校生の内定率をとらえることはできませんが、最新の情報では県内で55.9%、県中管内では49.1%にとどまっている状況であります。有効求人倍率も0.23倍と県内でも一番低い状況となっており、各企業が経済における先行き不安により現在の従業員を維持するのに懸命な状態においては、新たな人員の採用はどうしても控えざるを得ない状況でもあり、企業の求人が前年の5割に満たない結果となっている状況でございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 町内の高校生の就職内定率をとらえていないというようなことであります。このことについて私も1年ほど前だと思っておりますけれども、やはり町内の高校生の進路状況をとらえておくべきではないかというような質問をしたことがあるんですけれども、やはり小・中は義務教育だからわかりますけれども、高校以上も、やはりだれがどこへ行ったか細かくまでではなくても、何名相当が町内企業にいるとか、そのほか町外企業とか、あるいは大学とか、そういうような方向というのをやはりとらえておいたほうがいいのではな

いかなと思うんですけれども。

きょうの新聞だと思うんですけれども、新規高校生の就職内定率が10月で50.4%が11月末で62.7%というふうに報道されております。しかし、まだ4割近くの人が決まっていな
いわけでありまして、やっぱり、このことに対しても町としては各企業等に町独自として働き
かけを求めるためにも、やっぱり高校生の就職者の数をとらえておくべきと思うわけであり
ますけれども、そのことに対して今回は無理としても来年度あたりからはそういうことができ
ないかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 高校生の進路状況をとらえておくべきでは
ないかというご質問に対してのご答弁でございますが、一つには義務教育ではなくなっ
てしまふという部分と、それから個人情報の関係で大分前から個人名は控えているというふうな
状況もございまして、各個人がどの高校へ入学されたかについて、現在のところ町としては
とらえることは難しいのではないかとこのように考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） （2）番の就職のことなんですけれども、我が町の企業の現状、これ
は先ほど円谷寅三郎議員のほうからも質問ありましたけれども、我が町の企業の現状とい
うものがどのような状況にあるかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） （2）番の我が町の企業の現状をとらえて
いるかについて、ご質問にご答弁を申し上げます。

町内の企業の現状につきましては、先ほど14番議員のご質問にもお答えしましたが、こと
しの初めから政府の雇用調整助成金制度を活用されて休業等実施している状況であり、依然
として厳しい状況が続いていると考えられます。多くは受注が減少しているため業務を縮小
せざるを得ないものと考えております。昨年同期に比べ6割から7割程度まで回復したとい
う企業もございまして、業種によってはまだまだ厳しい状況が続くと思われま

す。町といたしましても、国の経済追加対策を見守り、適切に対応してまいりたいと考えており
ます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 管内の構成市町村と商工会議所とか地区経営者団体などによって緊急
求人確保に関する要請を行ったというような新聞報道もありましたけれども、これはどのよ
うなことをどういうふうにご要請したのかお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 私も新聞報道でそういった要請活動をしたということを知った程度でございまして、内容は全く承知しておりません。多分、それぞれ石川郡の町村会長と岩瀬地方の市町村会長という立場で要請したというふうに新聞報道はなっておりますので、代表されておやりになったということでございますので、中身は承知してございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 10月7日のマメタイムスの中には、管内市町村が連名でとなっているんですね。だから、さっき聞いたのは連名だから、各代表でやったのではなくて連名でやったならば中身がどういうものかわかるのではないかなというふうに質問したわけですが、これは連名という意味ではなくて代表市町村、先ほどの答弁とおりでいいわけですか。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午後 2時03分

開議 午後 2時03分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） そうような記事の内容かと思えますけれども、私はそういったことを承知しておりません。したがって、後でどういうことがひとつお聞きして、機会がありましたらご報告をしたいと思えます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） あと、先ほど円谷寅三郎議員の中にもあったんですけども、まだ県と市町村は臨時に職員を採用するというふうな、何か要請があったと思うんですけども、これは先ほどでは7名で半年間というようなあれがあったんですけども、これは最長1年間くらい延長できるのではないかと思うんですけども、それはどのような方法で行うのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げますが、緊急雇用創出基金を利用しました緊急雇用創出事業につきましては、ご質問のとおり半年単位というふうな規定になってございまして、最大1年まで延長できるというふうな内容になっております。先ほど14番議員のご質問にもご答弁申し上げましたが、次年度につきま

しては現在のところ6つの事業で7名の雇用内容となっておりますが、新聞報道にあります臨時職員等の雇用につきましては、今後、町の事業等の内容も検討しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 半年ごとに切りかえということなんですけれども、例えば半年過ぎて7名の方を全部やめさせて新しい人を7名というやり方もあると思うんですけれども、それはそのときの状況によるかと思うんですけれども、方法としてはどのような方法をとりますか。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいまのご質問でございますが、基本的には6カ月で更新というふうなことになりますので、通常ですと6カ月たつと新しい方を7名雇用するというふうなことになりますが、業務内容によっては相手がいる場合等についてはその6カ月やった実績が残りの6カ月にもプラスになるというふうなこともあれば、6カ月を更新して1年間雇用していただくことで、効果がより一層あらわれるというふうな事業については継続をしたほうがいいのではないかとこのように思いますし、6カ月たってもまた別な勤め先等もない場合については再度6カ月雇用する形で1年勤めていただくというふうなこともあろうかと思っております。それぞれ個々の状況で対応は違うかと思っておりますので、新年度になりまして1つの事業ごとにいろいろと検討してまいりたいというふうに思います。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、4番の学校給食についてであります。

（1）給食の残り物についての中で、残飯は各小・中学校の学年にもよって異なると思うが、1日どれくらいあるのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 1番、根本議員の質問に答弁申し上げます。

4番の学校給食についてでございますけれども、給食の1日の残菜については、平均で第一小学校が17.8キログラム、第二小学校が1.8キログラム、中学校が21.4キログラムとなっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 各小・中学校とも差があるようでありましてけれども、これは例えば小学校の場合に低学年、中学年、高学年の出し方というか、残り物の搬出というのとはとらえて

いないんですか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 手元には学年ごとのキログラムはありません。ただし、手元にありますのは主食がパンのときの残菜の量と、それから主食が米のときの残菜の量ということでありますと、平均しますと主食が米飯の場合のほうが残菜が残る傾向にあるようでございます。

一小と二小で相当の差がございますけれども、これは二小の場合は全員同じ場所で、食堂で食べるものですから、多く残っている分については多く食べられる子供にその場で多く差し上げられるという環境にありますものですから、第一小学校と第二小学校ではこのような差になっているということだろうと思います。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） この給食の残り物については、やはり学校だけではなく、家庭でのしつけも当然必要なと思うんですけれども、やはりこれは例えば1年くらいでもいいから、各学年ごとに残飯の量をとって、そしてそれを集計していくと、その学年によって子供が残すものが違ふと。そうすると、その次に、そこにある減らす対策とかどうこうというのも出てくると思うんですけれども、その辺は統計というのは、やっぱりそんなに面倒くさいとは思わないんですけれども、学年ごとの量の統計というのはとることは考えていませんか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 現在、学年ごとの統計をとるような形にはなってございません。今後、とるかどうかについては検討したいと思います。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） その次の ですけども、先ほどの残飯の量、聞きましたけれども、また学校によって違ふし、また米飯によるとパンのときの、当然副食も違ふと思うんで多分量が変わるのかなと思うんですけれども、やっぱり先ほどお伺いしましたように、統計をとって、半年は、先ほど1年と言いましたけれども、半年くらいとって、その統計をやはり生かすという方法もやっぱりやるべきではないかなと。実際やっている学校があるわけですよ、統計とって、各学年で。そして、減らす方法としては同じく残すのではなくて、食べる子供に食べてもらうと。要するに、中身によっては食べられない子供もいますんでね、同じ出しても。それがぼんと残すんでなくて、それを食べられる子供に分けると、分けてやるというやり方をして残飯を減らしている学校があるわけですよ。だから、そういうふうなことも含めて減らす対策というものを、私が今言ったほかにあるのかどうか。また、考えていけるの

かどうか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 残菜を減らす努力については、これは学校だけの問題ではなくて、家庭教育等の関連もありますので、総合的に残菜を減らす努力はしていきたいなというふう
に思っております。どちらかというと米飯の場合が多いというのは、イメージ的には和食が
メインの場合が残すものが多いんだらうというふうに思いますので、その辺は今の子供たち
の食生活というものがあらわれているのかなというふうに思います。

それから、減らす努力を学年ごとに流通させるという形は二小の場合はできると思います
けれども、一小の場合は物理的には多分無理だらうというふうに思っております。それぞれの
配る量というものは決まっておりますし、それに基づいて各学年、学級に割り振りして、
既に終わってしまったものを再度集めてというふうなことは多分とれないだらうというふう
に思っております。ただ、減らす対策はさまざまにとっていきたい。これはそれぞれ具体的
には給食のときの食の大切さの指導、それから校内放送での児童・生徒への呼びかけ、それ
から生産者、それから調理される方への感謝の気持ちを持たせるというようなことで食育の
中で指導していきたいというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今の教育長の答弁で学年間の給食の移動というような答えだったんで
すけれども、そうではなくて、教室内の移動、学年間では難しいと思うんですよ。同じ教室
の中で子供に、確かに食べる子供には食べてもらおうというふうなことは可能ではないかと思
うんですけれども、さっき答弁ちょっと違かったんで再度質問します。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 一つの学級の中での食べる子供、残す子供ということで、もう少し
食べられる子供については残しがちな子供について差し上げるという形ではとれるのではな
いかなというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、（2）の食物アレルギーについてでありますけれども、給食で
アレルギー反応をする子供が全国的にふえているというような報道がありましたので、我が
町の小・中生の中には、そのような子供たちが何名かいるのかどうかお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （2）の食物アレルギーについての子供の数でございますけれども、
食物アレルギー疾患のある児童・生徒の数でございますけれども、現在、第一小学校につい

ては18名、第二小学校では4名、中学校では1名となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） この食物アレルギーは調味料とかいろんな中にも入っておりますので、非常に危険なものであるというようなことも言われております。そして、 として一小で18名、二小で4名、中学校で1名というふうな形であるんですけども、やはりこの数字は現代を物語っているのかなということで、多いと思うんですけども、それらの中で対応する方法としてはどのようなことを行っているのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 食物アレルギーに対する町の対応でございますけれども、現在、食物アレルギーを起こさないよう食物により使用停止をしたり除去するか、または代替食を準備するなどして対応しております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、（3）番の給食は小・中学校すべて民間に委託されておりますけれども、安全・安心の管理というのはどのようにされているか。また、学校給食会連合会というのが今までずっとあったんですけども、それらに対しては民間業者との関係はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校給食の民間委託を行う、調理業務の安全管理につきましては、業務委託仕様書の中に安全衛生管理基準、調理業務等作業基準、施設設備管理基準を示して、委託業者及び調理員に周知することで安全管理を徹底しているところでございます。

また、福島県学校給食会は福島県教育委員会の指導のもとに事業を行っている広域法人でございまして、米飯、パンなど主食の県内同品質、同一価格による安定供給等を図っております。なお、この会を含め食材等の発注については学校が行っており、民間委託業者に対しては、調理業務のみの委託となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 安全・安心のためにはいろいろと基準があるというふうなことを述べられましたが、これらに対して立ち入りというか監督があると思うんですけども、これは期日を決めて例えば何カ月に1回とかというふうな方法で管理検査というものをやっているのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 県中保健所による集団給食施設の立入検査ということで指導を6月16日と12月7日に実施してございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 保健所の立入検査というのはわかるんですけども、そうではなくて、やはり民間委託したからというふうに任せておいて、あと保健所でなくて、行政側としてもっと細かにいろんな指導監督というのをもすべきと思うんですけども、そういう考えはあるかどうかお伺いします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校の中に栄養教諭などがおりまして、さらには学校長も管理する立場にありますので、そういった栄養職員のほうで調理業務についての管理、監督、衛生、安全指導というのをしております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、最後になりますけれども、全国の学力テストが事業仕分け内容グループの中に来年度から対象が約4割の小・中学校になるという報道がなされておりますけれども、もし、この対象に含まなかった場合には町独自で行う用意があるのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） ただいまの全国学力調査についての質問でございますけれども、国の平成22年度概算要求の中で平成22年度全国学力・学習状況調査については、今までの全国一斉方式を抽出調査方式に切りかえて実施するよう文部科学省で要求をしているところでございます。対象校については国が抽出することから、本町の小・中学校が調査対象になるかどうかは不明な状況でございます。

しかしながら、国から同一の問題の提供を受け、調査を実施することは可能でありますことから、全国的な状況と比較しながら児童・生徒の学力向上に取り組むためのデータは必要でありますので、これまでどおり対象学年、小学校6年、それから中学校3年の全児童・生徒が取り組む方向で考えているところでございます。なお、調査、採点、集計等についてはどのような方法が適当であるかなどについては、これから検討してまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、教育長の答弁を聞いて安心したわけでありましてけれども、町長説

明の中にも過去3回の学力テスト、全国の、あれをもとに教育の指導を行うというような答弁というか説明があったんですけれども、それを聞いて安心したわけでありますけれども、独自で行う場合ですけれども、これは当然当初の予算、22年度の予算には最初から組み入れるというような方向でいいわけですね。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 当初から実施したいということでありますけれども、ただ、費用の負担がどの程度かかるかについて、まだ、詳細を煮詰めておりませんので、その辺、詳細を煮詰めながら22年度当初でやりたいというふうに考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 以上で質問を終わります。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告がありました一般質問は全部終了いたしました。

休会について

議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月10日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、あす12月10日は休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時27分

平成21年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成21年12月11日(金)午前10時開議

日程第1 意見書案第17号 国道118号線と町道高久田一貫線(鏡田509号線)に接続する市道の改良工事の早期実施を求める意見書(案)

日程第2 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷荘一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長 兼水課長	小林政次君
教育長	佐藤節雄君	上参事兼 教育委員会 委員長	遠藤栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	教委委員	吉田栄新君
選挙管理 委員会委員	西牧英二君	農業委員	古川ますみ君

監 査 委 員 根 本 次 男 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 面 川 廣 見 主 任 主 査 相 楽 信 子

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第1、意見書案第17号 国道118号線と町道高久田一貫線（鏡田509号線）に接続する市道の改良工事の早期実施を求める意見書（案）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔意見書案第17号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） おはようございます。

ただいま上程されました意見書（案）第17号について提案理由の説明を申し上げます。

本意見書については、さきの全員協議会でもご相談申し上げ、議員総意で今回の提案となったところであります。鏡石町高久田鹿島地区の高久田一貫線の整備につきましては、皆様ご承知のように須賀川市とつながることでその効果、効用、利便性を発揮するものであります。鏡石町では須賀川市との協議に基づき平成12年から町道の整備を進め、一昨年にはほぼ完了の状況にありますが、須賀川市の部分については一部の地権者の同意がまだ得られない状況にあります。鏡石町からは所管課を中心に町長等も通じて再三の申し入れやら協議相談を行ってきましたが、なかなか事業進歩には至らない状況が続き、一般質問等においても完成に向けたさまざまな対応について見解を求めてきたところであります。町議会としては事業完成（接続）に向けて意見書を提出することで、事業進歩にはずみがつき早期の接続が完了することを願っておりますので、国道118号線と町道高久田一貫線に接続する市道の改良工事を早期に実施することについて、地方自治法第99条の規定により須賀川市長に対して意見書を提出することを提案し、本意見書（案）17号についての提案理由の説明といたします。

満場の議決をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

意見書案第17号 国道118号線と町道高久田一貫線（鏡田509号線）に接続する市道の改良工事の早期実施を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（今泉文克君） 日程第2、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

第11回鏡石町議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり全議案について議決を賜り、まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては十分これを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

師走の何かと慌ただし季節となり、寒さも一段と厳しさを増してまいりました。議員皆様にはご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（今泉文克君） これにて第11回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年12月11日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

署 名 議 員 仲 沼 義 春

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
議案第181号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	3
議案第182号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について.....	4
議案第183号 郡山地方広域市町村圏組合の解散について.....	7
議案第184号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分について.....	8
議案第185号 郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体について.....	9
議案第186号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第5号).....	10
議案第187号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号).....	14
議案第188号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号).....	16
議案第189号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号).....	17
議案第190号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号).....	18
議案第191号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号).....	21
議案第192号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号).....	22
議案第193号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号).....	24
発議第 3号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について.....	26

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第181号	鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について	21.12.8	可決
議案 第182号	鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制 定について	21.12.8	可決
議案 第183号	郡山地方広域市町村圏組合の解散について	21.12.8	可決
議案 第184号	郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分につ いて	21.12.8	可決
議案 第185号	郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う承継団体につ いて	21.12.8	可決
議案 第186号	平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)	21.12.8	可決
議案 第187号	平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	21.12.8	可決
議案 第188号	平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2 号)	21.12.8	可決
議案 第189号	平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 (第2号)	21.12.8	可決
議案 第190号	平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計補正予算(第1号)	21.12.8	可決
議案 第191号	平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	21.12.8	可決
議案 第192号	平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号)	21.12.8	可決
議案 第193号	平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2 号)	21.12.8	可決
発議 第3号	鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ いて	21.12.8	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
意見書案 第17号	国道118号線と町道高久田一貫線（鏡田509号線）に接続する市道の改良工事の早期実施を求める意見書（案）	21.12.11	可決